

# 生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和4年12月14日（水）  
午前10時01分～午後3時04分  
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	本間 としえ
	委員	大くま 真一	委員	岩崎 みなこ
	委員	岩永 ひさか	委員	藤原 マサノリ
	議長	いいじま 文彦		

出席説明員	くらしと文化部長	古谷 真美	コミュニティ・生活課長	田島 元
			市民自治推進担当部長事務取扱	
	都市整備部長	佐藤 稔	都市計画課長	松本 一宏
	街づくり担当課長	田中 久夫	住宅担当課長	長谷川 啓
	ニュータウン再生担当課長	星野 正春	道路交通課長	檜島 幹夫
	環境部長（兼）	小柳 一成	環境政策課長	佐藤 彰洋
	特命事項担当部長			
	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡	公園緑地課長	長谷川 哲哉
	ごみ対策課長（兼）	薄井 誠嗣		
	資源化センター長			

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 第98号議案 多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
2 第101号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 第102号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 所管事務調査 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化について	
5 特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備について	都市計画課
2 多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定について	都市計画課
3 生産緑地地区の都市計画変更について	都市計画課
4 特定生産緑地の指定について	都市計画課 課税課 経済観光課
5 第2期多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業について	都市計画課
6 多摩市街づくり条例の一部改正について	街づくり担当
7 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
8 都営住宅建替えの進捗状況について	ニュータウン再生担当
9 令和5年度からのマンション管理計画認定制度の実施について	住宅担当
10 市道5-35号歩線（レンガ坂）道路改良工事の進捗状況について	道路交通課
11 市道4-11・4-26号歩線（諏訪・永山ふれあいの道）道路改良工事の進捗状況について	道路交通課
12 舗装補修工事について（令和4～5年度）	道路交通課
13 改善モデル路線（街路樹環境）の更新について	道路交通課

14	電力需給ひっ迫注意報警報発令を受けた本市の取組について（冬季編）	環境政策課
15	多摩市まち美化キャンペーンの実施状況について	環境政策課
16	多摩市再生可能エネルギービジョン策定の進捗状況等について	地球温暖化対策担当
17	多摩市立グリーンライブセンターの改修及び改修期間中の事業について	公園緑地課
18	多摩市一般廃棄物処理基本計画の策定について	ごみ対策課
19	燃料電池ごみ収集車の試験運用について	ごみ対策課

生活環境常任委員会

令和4年12月14日（水）

午前10時01分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第98号議案、多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

古谷くらしと文化部長 多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定についてである。本件は、令和5年3月31日をもって指定期間が終了する市内9館のコミュニティセンターの指定管理について、引き続き下記コミュニティセンター運営協議会を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、提案するものである。よろしくご審査の上、ご同意くださるようお願いする。なお、詳細はコミュニティ・生活課長事務取扱、市民自治推進担当部長田島より説明をする。

田島コミュニティ・生活課長 生活環境常任委員会の第98号の議案資料をご覧いただければと思う。今、くらしと文化部長からあったが、趣旨については、今回も引き続き各コミュニティセンターの運営協議会を各コミュニティセンターの指定管理者として指定をしていきたいと考えて、提案をさせていただいている。

理由については、そちらの資料の1枚目にある。こちらについては、従前より地域住民の方が主体となってこの管理運営に携わっていただいている運営協議会が運営に当たることが、このコミュニティセンターの設置の目的、市民の方の主体的な活動によるコミュニティ形成の拠点施設として設置している施設であるので、そちらが最も効果的効率的に設置目的をかなえられるものと考えている。この指定管理の条例の中でも、公募によらずに各運営協議会を指定管理者として指定することができるという規定に基づいて、所管しているコミュニティ・生活課のあるくらしと文化部の部・課長でこの選定に当たって選定審査委員会を設置し、今回この各運営協議会を

候補者として選定をしてきた。

3番の指定期間については、今回については令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間で指定管理者として指定したいと考えている。特に前回からトムハウスのように大規模改修が必要な施設がコミュニティセンターにも入ってきた。だから、今回のこの5年間で大規模改修工事が当たって一時閉館となる施設、ゆう桜ヶ丘、場合によっては乞田・貝取ふれあい館等を予定しているが、そちらのような施設については一時閉館期間中についても指定管理者として指定していきたいと考えている。

4番目が各施設、9館全てのコミュニティセンターである。

次のページ、これまでの経過と今後の予定であるが、資料については逐次載せている。令和4年3月に市の基本的な考え方を決定した。それ以降の手続経過については、この資料の審査資料の資料1に記載させていただいている。8月に、先ほど申し上げた各くらし文化部の部・課長で行った選定審査会を開催し、9月に候補者として選定をした。選定の結果が、後ろについている資料2になる。その後10月に、個人情報の審議会の諮問を受けて、適正であるというような結果をいただいた。これに基づいて11月に仮基本協定書を各施設と結ばせていただいている。参考として関・一つむぎ館の例を資料4として掲載している。今回この12月にこの議案を上程させていただいて議決いただいた後に、4月に基本協定書、令和5年度の年度協定書を締結していきたいと考えている。参考として、資料5としてこの直近3か年の指定管理料の推移と、あとこれも参考として、資料6として令和3年度の事業一覧をつけさせていただいている。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩崎委員 今までも運営協議会という形で運営がされてきたと思うし、それもそれぞれの館の特徴や地域の住民の方を中心にしながらなってきたと思う。そういう意味では、設置者である市と、市民と、そしてまた運営協議会というのは対等な立場の関係であると思っていいいのかをお聞きする。

田島コミュニティ・生活課長 言われるように、こちらについては指定管理者という位置づけにさせていただいているが、公募によらずに住民主体のボランティア

組織である運営協議会を指定させていただいている。そういう意味では、地域の方が使っていただく施設をその地域の住民のボランティア組織であるコミュニティセンター運営協議会の方々に日常的な管理運営をしていただいているという意味では、まさに市民協働の目に見える形での産物だと思っているので、このパートナーシップ、基本協定という形で締結させていただいているが、まさにパートナーとして市と市民の方とコミュニティセンター運営協議会の3者で実際の管理運営を行っている施設だと、所管としても考えている。

岩崎委員        パートナーという対等な立場ということが確認できたわけであるが、今回トムハウスは長らく工事があり、それが開館されたわけであるが、部屋によっては段差があったということで工事をまたしなければいけないという状況があったと聞いている。そのとおりののかお聞きする。

田島コミュニティ・生活課長    言われるようにトムハウスについては、大規模改修を行ってきて、今年の9月にリニューアルオープンをした。その際に、従前は気になるような段差ではなかったが、ホールと地下の音楽室1・2と3つの部屋があるが、基本的にその防音扉をかなり今回補強させていただいた関係で、若干入り口に段差が生じてしまった。リニューアルオープンした後の実際の利用者の方の声を伺うと、高齢の方も多く使う施設でもあるので段差については解消していただきたいといった声を利用者の方からいただき、コミュニティセンター運営協議会から市側にもそういったお声をいただいたので、来年の1月に3つの部屋の入り口の部分の段差解消工事を実施させていただく予定となっている。

岩崎委員        そうすると、1月に工事を行うということで閉鎖されてしまう期間があるのかお聞きする。

田島コミュニティ・生活課長    閉館日も含めて、一応今回はコミュニティセンター運営協議会とも調整をさせていただいて、1月中の4日間を工事の日に充てると聞いている。

岩崎委員        こういう改修が終わって始まったところで支障があるということはあるかと思うし、工事でも仕方がない部分もあるかと思う。ただ、市民の活動の場所であるので、その間工事では活動ができなくなることも仕方がないと市

民の方も思っておられると思うが、ほとんど変わらない月で同じ週ではないが次の週に市から先行の優先予約が入っていると聞いた。つまり、工事してお正月ということもあり、その後また優先予約ということで、月のうちの回数としては、週でいうと1回ぐらいしか使える週がないのだという話を聞いたところである。2か月前に市民は予約を取れるので、そこで重なったら話し合ったりくじ引などをされてどこが使うと決められるわけであるが、その前に市が取っているのです、そこにはもう無理だと思われたようである。

ただ、コミュニティセンター運営協議会だけは、市が行う工事と市がやる優先予約を全部把握できている可能性があるのです、その部分では公民館などは交通整理をされていると伺っている。コミュニティセンター運営協議会と市との関係性がパートナーシップであれば、ここは今入っているというような話もできるが、市から連絡があり、この場所はこの時間取りたいとなると、市からのことは取らなければいけないのではないかと考えていたような節が見えたのであるが、そのところで今後何かあった場合、市との対等なパートナーシップの関係性と、市民が活動できる場ということであるならば、コミュニティセンター運営協議会も気持的には楽になって、市にこういうことがあるということは伝えられるのではないと思うが、そのことを全庁で把握していただかないと、担当の所管としてはわかっておられるかもしれないが、ほかの所管はご存じないということで取ってもいいものだと思ってしまうがちだと思うが、その辺のところは所管から全庁に通達して、コミュニティセンター運営協議会も何かあったら市に気軽に言うていただけるように伝えていくことは今後できるのか。

田島コミュニティ・生活課長 今のお話で詳細までは承知していないところもあるが、言われるようにコミュニティセンターも含めて公共施設については、いわゆる公用で、例えば一番わかりやすいのが選挙等だと思うが、そういったどうしても行政目的で使用する場合には、市民の方は基本的にコミュニティセンターについては2か月前から先行予約できるが、そういった先行予約をする以前に公用で押さえてしまうと、行政目的で使用するということで一定の枠をそちらで使うということをしている。



今、岩崎委員からいただいたように、今回先ほど申し上げたホール音楽室の段差工事があり、さらに中身は承知していないが市側で公用で行政目的で使うといったことが重なってしまうと、どうしても定期的に使っている方が実際に使いたいと思っていた枠が取れないことが生じる可能性はあるかと思っている。それを私どもコミュニティ・生活課なり全庁で把握して、そういうことがないようにしていくのは、やり方としては難しいものがあるのではないかと思っている。したがって、どうしてもそういったことが生じるということも含めて何らか周知をする必要はあろうかと思っているが、実際に実効性が伴うような措置が取れるかは、ここではお答えできないかと思っている。

岩崎委員

所管で把握するのは難しいと思う。コミュニティセンター運営協議会が把握できる立場にいますので、そういうときは市に相談できるような状況になったらいいかと思う。パートナーシップという形でやっていきたいというお話だったので、コミュニティセンター運営協議会の方も気軽に市と話し合えるような関係性は築いていっていただきたいと思う。

岩永委員

それでは、指定管理者の指定ということでお話をさせていただこうと思う。今回いただいた資料の4ページを拝見すると、平成30年11月7日にコミュニティセンター大規模改修に当たっての基本的な考え方をまず経営会議で決定し、そしてまた令和4年3月28日に、今回の指定管理者制度更新に当たっての基本的な考え方を決定したことになる。前回の資料を拝見すると、前回の場合にはコミュニティセンターの大規模改修に当たっての基本的な考え方、もう一つ指定管理者制度の更新に当たっての基本的な考え方という2つの項目で、全部で3回の会議を経て、そして市長決定という形で指定管理者の更新に当たっての基本的な考え方を決めているかと思っている。

今回、私がこのことについて確認したいと思っているのは、今回も特命であること、利用料金制ではないこと、工事期間中も指定管理者による指定管理の継続というこの3点については前回と同様であるが、指定期間については、今回いただいた資料の5ページ目にも載っているように3年から5年へと期間を延ばしているかと思っている。もともとコミュニティセンタ

一の場合には平成18年に指定管理者制度を導入してと書いてあるが、平成21年4月には5年更新、ところが平成26年、平成29年には3年更新という形になっているかと思う。今回それをまた5年更新にしたということでは、なぜ5年にしたのかについてその理由を明確に整理しておく必要があるのではないかと思っているが、その点について今回市長決定で決めたようであるが、例えば経営会議で議論されたのかどうか、その辺りについて確認したいと思う。

田島コミュニティ・生活課長 今いただいたように指定期間については、指定管理者制度を導入したのが平成18年度からになる。平成18年度当初については、そこで公共施設に市としてこの指定管理者制度を入れるということで、市全庁のガイドラインを策定した。その中で、施設の性格等に応じて業務運営の効率性や安全性を勘案しておおむね3年から5年を標準的な期間とすると定めている。コミュニティセンターについては、まずは導入時3年ということで指定期間を指定した。平成18年度に入れて3年経過した次の平成21年度については、一回3年で入れてみて特に問題がなく運営についても順調であったということで、次の1回目の更新については5年としたところである。

ただ、その後また5年経過して次は平成26年度になるが、その当時については運営協議会のメンバーの方々がかかなり高齢化している、どうしても新しいメンバーの成り手が不足しているといった状況から、このコミュニティセンター運営協議会のあり方等について整理・検討が必要であるということで、その平成26年度のときから3年とさせていただいたところであり、これまで3年で更新をかけてきたという経過がある。

こういったコミュニティセンター運営協議会の高齢化、また新たな成り手不足の課題については、今のところまだ引き続きの課題となっている。今全体で9館のコミュニティセンターがあるが、そのうちの約半数の5館についてはこういった運営協議会の課題がある中で、いわゆる正式なコミュニティセンター運営協議会の委員さんになっていただく前に、協力員という形でできる範囲で運営に関わっていただく協力員制度というものを設けて、協力員として活動していただいた上で正式なコミュニティセンター運営協

議会の委員さんになっていただく、そういった協力員制度を導入してこの課題に対応している館もある。

したがって、そういったことと、前回の今の指定期間からあったが、トムハウスのようにこれから順次大規模改修をかけていく必要が出てくるので、大規模改修を行っていくとどうしても1年ぐらいの工事期間で実際に一時閉館をしなければいけないことも出てくる中では、3年というよりも中・長期的に計画的に実際の館の運営計画等を立てやすくするといった意味で、ある程度の指定期間があったほうが良いといったお声もコミュニティセンター運営協議会からいただいている中で、今回については5年間という多少長い期間に戻すことを市から提案させていただいて、コミュニティセンター運営協議会から了承いただいたという経過がある。

今いただいたように、こういった基本的な考え方、指定期間を5年にしていくということについて経営会議にかけた経過もある。そういった中でも、市長からもいただいたが、先ほど申し上げたように働きながらこういった運営協議会の委員さんとして関われるような体制をつくっていかないといけないのではないかというような意見もいただいたところであるので、今先行してやっただいている協力員制度等について、まだ実施していないほかの館についても、この実態をつかみながら、できれば全館でこういった制度を広げていきたいと考えている。

岩永委員

運営協議会の方からのお声もあったということや、大規模改修に入るのでこれからの計画を立てやすくするという意味でも5年間ということで合意が取れた結果、今回の条例提出に至っているという経過がわかったのでそれはよかったかと思うが、高齢化が進んでいてなかなか成り手がいないということについては、今に始まった課題ではなくずっと課題にしてきたことであるし、これからもおそらく課題になっていくことかと思っているので、どのようにコミュニティセンターの運営を持続可能にしていくのかということでは、もう少しこれからの工夫も含めてきちんと目標を立てて議論していかないと、また次の更新の時期が来てしまって、あまり解決策が見いだせないまま次もまた引き続きとならないようにしていただきたいと思っているのが1点ある。

もう一つであるが、いろいろ運営協議会の方とも協議を重ねながら、例えば使用料金についても各コミュニティセンターで部屋を借りられる枠なども弾力的に、当館はこうするという事で一律ではなく決めてきて、それを条例の中でも認めてきたという経過もあるかと思っている。これも今に始まったことではないが、夜間の利用率がなかなか上がっていないコミュニティセンターもあるのではないかと思っていて、公共施設であるから開けているだけでもコストがかかるということでは、非常にけちな考え方かもしれないが、これから光熱水費をどのように削減していくのかというところも市として課題になっていく中では、全て横並びで今のように9時半までコミュニティセンターが全部開いていなければいけないのかということも含めて、地域の皆さんにも考えていただくような機会が必要ではないかとも思うが、その辺りについての課題認識としてはどのように思っておられるのか伺いたいと思う。

田島コミュニティ・生活課長 今いただいたように、コミュニティセンターの開館時間については条例で規定している午前6時半から午後9時半まで。その開館している間の実際の使用の区分等については、各館ごとに、コミュニティセンターごとにそちらの規則で規定している。一番多いのは、わかりやすい午前・午後・夜間の3区分でやっている館が多いが、館によっては4区分、5区分、夜間を2区分にしたり、一番区分として大きいのはトムハウスのように一日を2時間ごとの6区分に分けて細分化している例もある。

コロナ禍に入ってから全般的に利用率については低下しているところであるが、特に今ご指摘いただいたような夜間の枠については、コロナ禍に入る前から指摘されているところであるが、夜間の利用率については、午前・午後の枠に比べれば従前から低いとご指摘をいただいたところである。特に高齢者の方が多く使用される施設については、夜間帯の利用についてはあまり多くないし、また若い世代の方が利用する場合であっても、交通の便が良いとは言えないような施設についてはどうしても夜間の利用率は低くなっている。そういった意味では、使用区分の適正化、また夜間の時間帯にどこまで開館をしていくかについては、館ごとに立地や利用者の世代構成といった特性や利用実態に合わせて見直しを検討をしていかなければいけ

ないと、所管としても考えているところである。

岩永委員 3年という指定期間ではなく5年に延ばしたというところは、今お話をいただいたような課題についても丁寧にじっくり検討できるとも捉えることができるのではないかと思っている。どこまで利便性を、開いているから利便性が高いというわけではなく、公共施設も開けるということはそれだけ市民の負担になっているというか維持管理コストがかかってくるということだと思うので、そういうことをきちんと地元の方とコミュニティセンター運営協議会の方も含めてお話をしていきながらよりよい形を考えていくことが、それこそ先ほどの岩崎委員の話ではないがパートナーシップという観点からも必要ではないかと思うので、ぜひ今言っていたようなご認識や課題を解決できるように取り組んでいていただきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第98号議案 多摩市立コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて、日程第2、第101号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小柳環境部長 本案は、令和4年1月に整理した本市の駐車場活用の基本的な考え方に基づいて市内にある16の公園の駐車場を有料化することに伴い、条例の一部を改正するものである。これまでは多摩中央公園内駐車場に関する規定であった本条例について、今回追加設定する公園の名称や位置、駐車できる車両、料金体系などを追記整理して、有料施設として設置する市内全ての

公園内駐車場の管理運営に関する規定とするため、条例名を含めて改正をするものである。これにより公園内駐車場を拡張整備し、駐車場環境を改善向上させることにより駐車可能台数の不足による駐車スペース外への駐車や路上駐車など従来の課題を解決し、公園利用者の利便性向上だけでなく、周辺にお住まいの方の住環境の改善も図るものである。よろしくご審査の上ご承認を賜るようお願いする。改正内容の詳細については、公園緑地課長から説明させていただく。

長谷川公園緑地課長 それでは、私から改正部分の説明をさせていただきたいと思う。大変恐れ入るが、新旧対照表をご覧ください、お聞きいただければと思う。市長提案議案のファイルから入っていただいて、左から3つ目のファイル、32ページのところになる。

こちらの新旧対照表であるが、左側の欄が改正後、右側の欄が改正前の条文となっている。改正部分については、文言の言い回しの修正あるいは新条文を加えたことによる読替えなどの修正もあるので、説明は主要な条項をかいつまんでさせていただきたいと思う。

初めに、第1条のとおり、多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例を有料施設として設置する市内全公園の公園施設駐車場の管理運営に関する規程に改正をする。

次に、35ページに進んでいただいて、35ページの下のところにある。別表第1として、対象となる公園内駐車場の一覧を規定させていただいている。こちらは10台以上が駐車可能な駐車場を原則に、10台未満でも利用ニーズが高い公園も対象としている。

次に、36ページに行って、こちらのページの下側の別表第2改正後1として、公園ごとに駐車できる自動車の規格と料金体験を規定している。規格については、普通車の規格である長さ5メートル以下、幅2メートル以下、かつ高さ2.1メートル以下、または小型自動車等という規格を原則とし、屋外体育施設が併設された公園でマイクロバスなどの利用がある公園については、マイクロバスの規格である高さ7メートル以下、幅2.1メートル以下、かつ高さ2.8メートル以下としている。また、関戸公園、一本杉公園、多摩東公園においては大型バスの利用があるため、大型バスの規格であ

る長さ12メートル以下、幅2.5メートル以下、かつ高さ3.8メートル以下を規定している。

次に、料金体系であるが、市の駐車場活用の基本的な考え方に基づいて、拡張整備による駐車場環境の改善と、利用者負担による利用の適正化を図っていくため、拡張整備費の財源としながらかつ全対象公園一律料金として、最初の30分を無料、以降1時間ごとに100円とし、大型車両については占有面積から3倍の料金としている。この料金体系は、拡張整備費を適切な期間で回収でき、かつ利用者負担が最小限となり、黒字の収支が見込める額として算出している。

続いて、38ページに進んでいただいて、こちらも表があるが、表の下、欄外のところ、備考の部分をご覧ください。ここでは最大料金を規定している。午前6時から午後8時までは700円、午後8時から翌日の午前6時までは300円を上限とし、大型車両は同様にその3倍の額の設定としている。こちらも、屋外体育施設と公園利用がある時間帯については利用者負担が最小限となり、かつ黒字の収支が見込める額として設定し、屋外体育施設と公園利用がない夜間については、有効活用を図るため安めの金額としている。

また、いわゆる割引サービスについてであるが、恐縮であるが33ページに戻っていただいて、第9条のところに駐車料金の減免として市長が必要と認めるときに減額または免除できることとして、別に定めて実施していくことになる。障がい者利用車両、スポーツ施設での市民大会における役員審判など運営に携わる利用、また市事業の運営に携わる武道館指導員は全額免除を行っていきたいと考えている。

松田委員長            これをもって説明を終わる。

                              これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員            まず駐車料金の黒字が見込める額で最小限にしたということだったが、どういった根拠で決められたのか。とりわけ無料時間を30分とした根拠をお聞きしたいと思う。

長谷川公園緑地課長    今ご質問にもあったとおり、料金体系の算出の考え方については、まず利用される方、来園者は公園利用をはじめ屋外体育施設利用など様々

な活動目的で利用されており、そのため利用時間もそれぞれ違っている。そのため利用目的を特定して料金体系を算出するのは大変困難なことであるから、全ての利用者にとって駐車場利用料金の負担を可能な限り少なくしつつ、かつ拡張整備費を適切な期間で回収でき、黒字経営が見込める料金体系という考えの下、算出している。もちろん選択肢としては30分無料、1時間無料様々あるかと思うが、この考え方に基づき算出したベストの額となっている。

大くま委員 以前の検討の中では中沢池公園が対象とされていたかと思うが、これが外された経緯はどういったものなのか。

長谷川公園緑地課長 当初の案では中沢池公園も入っていたり、また最大料金が現在の700円から300円という案で想定していた。しかしながら、市民説明会や体育協会さん、加盟団体さんとの意見交換を重ねる中で、可能な限り利用者負担を少なくといった中で、あくまで先ほどの考えにのっとって可能な限り利用負担が少なくできるかということで、最大料金を今回下げて700円にして設定させていただいている。その関係で、収支の黒字化構造を保っていくためには中沢池公園は抜かざるを得ないというシミュレーションが出てきたので、このような形で今まとめている。

大くま委員 黒字が見込める最低限の金額にしていた、そういった努力はわかるわけであるが、逆に言うと、黒字が見込めない、採算が合わないということで整備の対象から外したということであれば、今後この公園などの整備は採算性を基準に進めていくということになるのかお聞きしたいと思う。

長谷川公園緑地課長 本駐車場の拡張整備については、本来であれば可能な限り全部の駐車場をというところが考えとしてはあるかもしれないが、あくまで全体として有料化を今回実施させていただく中で、全体として黒字経営になる形で対象公園も選定させていただいたというところが、対象の理由としてはある。また、ご質問の公園全体の話であれば、公園全体の運営というところではまた駐車場利用の考えとは違った形になるかと思うので、そこはまた別の考えで公園運営はしていくかと思っている。

大くま委員 対象を絞っていったのでこの数になったということはわかった。今公園の駐車場の利用に当たっては、公園を使っていない方が停められていて、公



園を使う方がそのことによって利用できないということも課題としてあると思うが、その点有料化をしてしまえばお金が発生するので、公園の駐車場に車を止めるということに対するこの公園利用以外の方の精神的なハードルは下がってしまうかと考えている。そういった中で、公園利用以外の方の利用がふえてしまう可能性については、市としてはどのように考えているのか。

長谷川公園緑地課長 現状の利用状況の中でも、おそらくこれは目的外利用ではないかというところで満車になっている公園が幾つか見受けられる。そうしたところの課題の一つとして、そうしたことを抑制していく要素もありつつというところで有料化を実施させていただける効果はあるかと思っている。また、現状利用されている中でやはり足りないというところが一番の課題であるので、そこをまず拡張して十分な利用者、本来の利用者が駐車を見込めるような環境整備を可能な限り行っていくというところで捉えている。その上で、運用上何か不適切な点が出てくるようであれば、運用の中でそこを解決していきたいと思っている。

大くま委員 最後にするが、運用上で課題解決していくということだったが、例えば何日も連続して駐車をされている、放置車両になってしまう、そういったことに対する対応を今後運用上検討していくということだと思うが、別途利用規則などが必要ではないかと思うし、上限時間などを定めていくといったことも必要ではないかと思うが、現状は運用上今後検討していくということか。

長谷川公園緑地課長 現状様々な課題がある駐車場環境を、まず拡張整備することで課題が起きないようにしていくというところを第一に捉えている。その上で、特に利用の時間帯がないところについては有効活用も図っていくということで、いわゆる利用の時間がないところは目的外利用の方も利用していただくことで財源確保あるいは施設の有効活用を行っていくという考えでいるので、まずはそうした考えでやらせていただく。実施して運用していく中で言われたような何か問題が出るようなところであれば、そこは対応していきたいと考えている。

本間委員 この駐車場の有料化で、どの程度駐車場を拡張するのか、どこをどのく

らいふやせるのか、それが全体で幾らかかるのか、どの程度の収支の見込みになるのか、その辺をお伺いする。

長谷川公園緑地課長 現状の駐車場の拡張場所であるが、今回対象のうち8公園で拡張できるということで拡張整備を予定している。台数については、工事の設計あるいは場所によっては警視庁との協議も出てくるので、それによる対応の負荷もあるので現時点でなかなか正確な数が出せないところがあるが、職員が見立てた中で、全体で110台ほどの拡張ができるのではないかと見立てではいる。

現状の収支のシミュレーションのご質問であるが、全体の拡張整備費については約1億8,000万円になってくると今見込んでいる。その中で、年間の収入については約7,800万円というシミュレーションをしているが、ただ、運営するに当たって駐車場の管理運営を業務委託させていただく予定であるので、その分の支出を引いた額、およそ1,200万円かを見込んでいるが、それが純粋な年間の利益になっていくかとシミュレートしている。その収益額で当初の拡張整備工事費の回収年度であるが、約14～16年ぐらいかを見込んでいる。

本間委員 1億8,000万円が拡張の工事で必要になってくるということであるが、その拡張をするに当たり、例えば公園内の樹木の伐採も出てくると思う。それに反対される方がおられた場合にはできなくなる可能性もあり、金額も変わってくるかと思うが、その辺をどのように考えておられるのかお伺いする。

長谷川公園緑地課長 まさにご質問いただいた点は十分懸念される点であるので、今回市民説明会をさせていただく際に、先ほど職員の見立てで今拡張台数を見込んでいるというご説明をさせていただいたが、その見立ての中の話にはなるが、拡張できる公園についてはこの場所が拡張予定スペースであるということもきちんと示しながら説明をさせていただいて、市民の皆さんあるいは近隣住民の皆さんの理解を求めながら取り組んでいるところである。

今後、実施設計等を行っていく中で正確な拡張範囲、エリア等が出て、それももちろん市民の皆さんにお示しさせていただきながら理解を求めて進めていくことを予定しているが、大きく反対等が出た中でできなくなって

くる可能性がゼロではないというところは想定しなければならないと思っている。ただ、そういったところも含めて全体としては可能な限り拡張をさせていきたいということで進めていければと思っている。

本間委員 駐車場が全体的に足りないというご意見はあるので、拡張していただくことは非常に重要なことだと思う。反対されたときに、その意見を聞いてしまうということではなく、ふやしてほしいという方の意見もあることを重要視していただきたいと思うし、その辺しっかりと進めていただきたいと思っている。あと、結局8公園で拡張するというので、16か所値上げするうち8か所については拡張できないわけである。それなのに有料化するというところで、拡張しない部分の8か所の整備についてはどのように考えると説明していくのか、その辺をお伺いする。

長谷川公園緑地課長 まず今回拡張整備する公園であるが、まず現状あまりにも足りない状況がある公園についてはもちろん拡張整備の対象公園としている。拡張しない公園の中には現状で十分足りているような状況もあるので、そこはそういったところでご理解いただければと思うし、あと拡張しない公園においてもアスファルト舗装等の更新はきちんと行っていく。全体として拡張整備し、市内公園の環境はそういう意味で良くしていくので、そのための有料化ということでお願いできればと思っている。

本間委員 確認であるが、拡張しないところについてもアスファルト舗装などをさせていただいて、その合計額が1億8,000万円と想定しているということではよろしいか。

長谷川公園緑地課長 拡張整備しない公園の中にはまだ改修して数年の公園もあり、そもそも現状の状況で更新等する必要のない公園も含まれているが、傷んでいるところについては更新整備等をしていく費用も含んでの合計額となっている。

本間委員 収支の件については承知した。それから、無料の部分が30分であるが、ほかの公園ではない施設については1時間無料というところがほとんどであり、それも1時間にならないのかという意見も出てくるかと思うが、その辺はどのように説明したらいいのかお伺いする。

長谷川公園緑地課長 今回の公園駐車場有料化の大目的が、まさに拡張整備等を行うこと

で駐車場環境をよくしていくための一定の財源というところで算出してきたところがある。例えばご質問のとおり無料時間を30分から長くした場合であるが、これ以上無料時間を長くすると、今度先ほどお話しした年間の収益がマイナスになってしまう。まさにこの案は利用者負担を最小限に見積りしつつ黒字化経営が確保できる案ということで我々算出しているのです、そういった形でご理解をお願いしたいと思っている。

岩永委員 1点気になっているところの確認であるが、今乞田・貝取のふれあい広場公園のところは別のやり方で駐車場が確保されているかと思うが、その手法について改めて確認をしておきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 乞田・貝取ふれあい広場公園の駐車場の現在の運営手法であるが、これは都市公園法あるいは多摩市立公園条例に基づきいわゆる設置管理許可ということで、施設を設置することを許可するような手法でやっている。駐車場運営事業者さんが駐車場を設置して運営していくという、その駐車場施設を我々で許可させていただいており、その設置管理許可の使用料収入みたいなものを年間我々に納めていただいて運営をしているような状況になる。

岩永委員 おそらく1年間で1平方当たり1,739円かと思っているが、年間に換算すると幾ら市に使用料として支払っておられるのか。あそこの駐車場は大体どのぐらい利用されているのかについて、企業側の収益と言ったら変であるが、その辺りをもし把握しているようであればお聞きしたい。

長谷川公園緑地課長 年間の使用料であるが、79万円から80万円ほどが入ってきているような状況になる。月々あるいは年間の使用台数等は、報告として私どもにいただいている。今手元にもものがないので細かいところはお答えできないが、きちんとそういった意味で報告を受けて、我々も把握させていただいている。

岩永委員 6月ぐらいに示された資料の中でも乞田・貝取ふれあい広場公園については今後対応について協議して整理していくようなことが示されていたのではないと思うが、そのお考えで今後整理していく方針なのかどうかについてはいかがか。

長谷川公園緑地課長 今回の条例改正に当たって、まだこちらの事業者さんとの協定等の

効力があるのでこのタイミングでの整理はなかなか難しかったが、今回の改正案をお認めいただいたら、全体の運営状況等を見ながら、そこを全体として取り込んでいったほうがいいのか、あるいは今のままでいいのか、今後分析をさせていただきながら判断していければと思っている。

岩永委員　　今協定というお話をいただいたが、現行の設置事業者の方との協定の中では、例えばいつまで一定程度契約期間の縛りがあるのか、もし仮にここを市で一定整理していく、ほかと同じような形でもし市がやっていくことになる場合には、あそこにある例えば駐車場の機材も含めて原状回復をしてからお返しいただくのか、その辺りについてはどのようにしているのか確認をしておきたい。

長谷川公園緑地課長　協定は5年ごとに更新しているような状況であるので、その更新時期を迎える前に、今後どうしていくか十分に検証させていただきたいと思っている。また、仮にそこを返してもらった場合、協定等の規約の中では原状復帰がもちろん基本にはなるが、今後駐車場として利用していくのであればあのままのほうが有効活用できるといったところもあるので、その辺は状況を見て総合的に判断させていただければと思っている。

岩永委員　　今は5年ごとに更新をしていくということであるが、次の更新の期限はいつなのかと、乞田・貝取ふれあい広場公園もおそらく改修工事に取り組んでいかなければいけないと思っているが、その辺りの時期的なもの、現段階でのスケジュールについて確認をして終わりたいと思う。

長谷川公園緑地課長　更新の時期であるが、大変申しわけないが今手元にないので記憶でのところになるが、あと二、三年ほど期限があるような状況と記憶している。また、乞田・貝取ふれあい広場公園全体の改修スケジュールであるが、こちらはまさに多摩市公園施設長寿命化計画でこれまで改修年限を定めており、その計画では令和8年頃を予定していたわけである。

ただ、今回コロナの影響で公園全体の改修はストップし遊具に特化した改修をさせていただいている中で、進め方が計画どおりにいっていない状況がある。そうしたところを踏まえ、現在その計画の改定作業を行っているところである。その中で新たに乞田・貝取ふれあい広場公園が何年になるかというのが出てくるかと思うので、またそこでお示しをさせていただけれ

ばと思っている。

岩永委員        例えば今設置していただいている駐車場の期限の更新時期、あるいは今お話ししたように乞田・貝取ふれあい広場公園の改修時期等、いろいろな年次というものがあるかと思う。そういうことをきちんと見ながら進めていったほうがきれいに整理できるかと思っているので、その辺をうまくやっていって多摩市にとって一番いい形で解決策というか方向性を導いていただきたいということをお願いして終わる。

岩崎委員        駐車場の有料化というところはあるが、一つお聞きしたいのは、公園に足を運ぶというか公園に行く人たちは、車だけではなく徒歩であったり、自転車であったり、公共交通も市としては考えられているのではないかとと思うが、要するに車の方たちだけに配慮するのではなく、いろいろな方法で来られる方にも今後配慮していくという考え方についてはどのように思っておられるのか確認したいと思う。

長谷川公園緑地課長    車以外の来園手段に関する配慮というご質問であるが、現状車以外の徒歩あるいは自転車といった手段を用いることによって公園に何か不便があるというのは明確には承っていないが、仮にそうしたところがあるのであれば、それは公園全体の中でよりよい環境改善に取り組んでいかなければいけないかと思っている。

岩崎委員        要するにお金をかけるという意味では、近いところの公園だったら歩いて行けると思うが、その方にとって少し距離があり車では難しいという方は公共交通を使うかと思うが、そういうところで補助があるわけではないので、そういう方たちの考え方は、お金をかけるという意味では車の駐車場もかかるし、公共交通もかかるのだというような考え方を市が持っているのかお聞きする。

長谷川公園緑地課長    考え方としては公園に限らないかと思うが、どうしてもその公共施設の場所はそれぞれ決まっており、行く方によっては公共交通を利用しないといけない場合等はあるかと思うが、そこに全て補助していくという考えは市では持っていない。

岩崎委員        補助をしると私が言っているわけではなく、駐車場は今まで無料だったという考え方と、また常に公共交通を使う方にとっては金がかかるという

考え方があるので、そこを公平にしようと思えることも大事かと思ってお聞きしたところである。したがって、市としては、その部分はあまり考えていなかった、今回車に関しての有料化そして整備という考え方に基づいての動きだったということはわかったので、そこを確認しただけであるが、今後考え方として、皆さんが公平になるというのはどういふことか考えていっていただけたらと思う。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

この際暫時休憩する。

午前11時05分 休憩

---

午前11時07分 再開

松田委員長       休憩前に引き続き会議を開く。

本案に対して大くま委員より、お手元に配付したとおり修正案が提出された。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者より提案理由の説明を求める。

大くま委員       第101号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例に対して、日本共産党多摩市議団として修正案を提出する。

公園は文字どおり公の園である。まちづくりの中でも市民が憩い様々な活動の場となることが想定されており、多摩市も多摩市健幸まちづくり基本方針の中では、市民生活の基礎であり、暮らしの安全・安心の基盤として維持管理するものを列挙する中に公園も挙げられている。そういった中で、駐車場の不足により拡張が必要だという点は賛同するところであるが、現在の原案では市民の憩いの場であり、多摩市の大きな魅力でもある公園の役割を損ないかねない、今後の公園整備にも大きな影響が及びかねないと考え、以下3点指摘し、提案をする。

第1に、公的な空間としての公園の利用に当たって市民に負担を求めるべきではないという点。原案では、駐車場の無料時間を30分としている。

これは黒字を維持するためのぎりぎりの金額だということであるが、短過ぎると考える。我が家でも休日に子どもを連れて公園に行くことがある。車から子どもたちを降ろし、ベビーカーに乗せ、公園内に落ち着く、そういったことを考えればそれだけで二、三十分という時間はかかってしまう。通常の公園利用を、公園を設置する際に想定されているような利用をする市民に対しても駐車料の負担を求めるのではなく、こういった際には負担のない形にすべきだと考えている。

第2に、公園駐車場の整備の可否が黒字になるかどうかという観点で判断されているという点である。中沢池公園については、駐車場整備の必要性があるとされながらも、利用料を見直す中で採算が合わなくなるということで駐車場の整備対象から外されている。直接的に公園の設備で黒字化を目指すものではないという質疑はあったが、今大きな懸念を残すことになるかと思う。市内の公園の老朽化が進む中で、多摩市も長寿命化など対応を進めているが、トイレをきれいにしてほしい、手すりを取り付けてほしい、駐輪場をつくってほしい等、市民の要望は様々ある。しかし、黒字になるかどうかという形の検討になれば、トイレや手すりでお金は取れないし、駐輪場で料金を取れば公園に行った子どもたちにも支払ってもらうようなことになりかねない、採算が合わない、整備ができないということにならざるを得ないといった懸念があることは問題である。

第3に、公園利用者以外の駐車場利用者がふえることが想定されるということである。公園を利用する方がかえって駐車場利用できないということになってしまえば本末転倒である。低廉な料金を市民から求められるような中で、当初想定していた料金を引き下げた点は一定評価をしているが、そのために近隣のコインパーキングの代わりに利用されるおそれがあると考えている。料金を支払うことになれば、目的外利用の精神的なハードルは下がるし、今の利用状況によっては、目的外でも利用していただきたいということも言っていた。ただ、料金が発生することで管理する上でも目的外利用だという根拠を失いかねないと考える。せっかく整備しても、結局公園利用者が近隣のコインパーキングにとめざるを得ないような形になりかねない。この点については、利用者の利用規則など運営の中で具体的に対応してい



ただきたいということも併せて指摘しておく。

以上、大きく3つの理由から、新たに整備、有料化の対象となる駐車場について、公園を本来的に利用する方については実質的に無料とするという趣旨で、駐車の最初の3時間を無料とする修正案となっている。

松田委員長 提案理由の説明は終わった。

これより修正案に対する質疑に入る。質疑はあるか。

本間委員 修正案を見せていただいた。その理由もお伺いしたが、結局3時間無料というよりは、無料にしてほしいということかと思うわけであるが、無料にする場合は拡張整備といったことをしないでそのままにしてほしいということなのか、その辺をお伺いする。

大くま委員 提案理由の中でも述べたが、今駐車場が不足していて道路などに違法な駐車の状態があることが課題だと考えている。したがって、そういった整備はしながらも、公園を本来的に利用する方には負担を求めないという形で考えている。

本間委員 先ほど拡張整備で約1億8,000万円という金額を想定しているとお伺いしたところであるが、実質無料のような形でとなると、結局その財政負担に関して、どこからそれを捻出するかまで考えておられるのかお伺いする。

大くま委員 公園の整備に関しては、これまでも行ってきており、収益をそれに充てるという形の考え方ではない中で整備が進められてきた。その形を維持することを考えている。

本間委員 先ほど岩崎委員が言われたような車を使わないで公共交通という方は税負担の公平性に欠けてしまうと思うが、その辺どのように整理されているのか。

大くま委員 公園は公の園であるという形でまちづくりの中でも位置づけられていて、様々な形で利用されることが想定されている中では、駐車場があるということで一概に車を利用されている方を優先しているとはならないと考えている。

本間委員 結局その1億8,000万円が想定されている工事もしたほうがいい、お金も取らないほうがいいということであれば、その財源はどこからと考

ておられるのか。

大くま委員　　これまでも公園の整備などは行ってきているわけで、その形を維持する。現状市の金で整備しているの、負担を求めるものではないと考えている。

岩永委員　　駐車料金の最初3時間まで無料ということであるが、この3時間の根拠について伺いたいと思う。

大くま委員　　3時間というのは、公園の利用状況の中で子どもたちを遊ばせるというような形で3時間が必要ではないかということや、今多摩中央公園などでは近隣の商業施設で買物をすれば3時間無料になることを参考に3時間としている。

岩永委員　　多摩中央公園の駐車場は買物をしたら無料になるのが3時間で、それを根拠にしてここで最初の3時間まで無料であると言われたが、それは根拠としてはどうかと思う。それに、子どもを遊ばせる時間は大体3時間ぐらいというのも、人それぞれによって遊び方や使い方は全然違うので、そこをあまり規定すべきではないと思う。市側の最初30分無料については、私自身は今の乞田・貝取ふれあい広場公園の駐車場の料金体系も参考にして、そこもやはり最初の30分は無料で、それ以降は30分100円となっているので、そこと比較すると大変良心的な価格の設定であると思ったわけで、ある意味で市民の方は、乞田・貝取ふれあい広場公園をお子さん連れで大変たくさんの方が利用されていると思うが、車で来られる方もこの駐車場に停められていることからすると、その公園を利用するとき、駐車場に止める場合には路上駐車ではなくきちんと駐車して、必要なだけ止めてお金を支払っていただくことについては一定の市民的な合意が得られるのではないかということで、私は最初の30分無料、それを超えて1時間ごとに100円ということについては、おおむね市民的にはOKをいただける価格なのではないかと思った。

それで、先ほど公園は公の空間だからというお話もあったが、そうは言っても共産党の皆さんも、駐車場に対して、例えば最初の3時間まで無料で、3時間を超えたら以降1時間ごとに100円という駐車料金の体系でいかがかという修正案だと思うが、ということは基本的に共産党の皆様方も利用者負担については賛同しているということでお考えを確認してもよろし

いか。

大くま委員　利用者負担に関しては、様々な公共施設の使用料の問題の中でも実費程度の負担であれば致し方ないというか認めてきたという経過がある。そういった中で、今回駐車場の整備と併せてやっていく、今夜間閉鎖している駐車場を有効に活用していくという中では、通常の利用の範囲であれば負担がないようにということで、こういった形の修正案とさせていただいた。

岩永委員　私は、利用者負担という考え方や原則については共産党の皆さんも賛同されているから今回のような提案で、もしそれは原則的に違うのではないかと、公の空間だったら言われるのであれば駐車料金についても全部ただということで今のとおりかと思っただが、基本的にこのように書いているということについて言えば、利用者負担というのは時代の流れであり、これからこの社会を持続可能なものにしていくためには必要だとお考えなのかということをお尋ねしているので、その点について確認したいと思っている。

大くま委員　その点については、最初に言った実費程度の負担であれば認めるというような形で考えている。

岩永委員　そうすると、この実費程度の負担の算出の根拠について聞きたいが、この100円という実費程度の実費というのはどの範囲のことを指してお出しになっているのか。それから、先ほど市からこれを拡張整備して有料化をしていくために必要な設備機器などもこれから入れていくことも含めて黒字の見込みが1.8億円程度というお話もあったが、お示しいただいた駐車料金で、大体試算として市のやっているような方式で見込んだ場合にどれだけの収益を見込み、それを実費程度として何年間負担することで回収していけるのかについてどのように会派内で議論されたのか、もしあればお答えをいただきたいと思う。

大くま委員　会派内では、工事費を回収するような形での算定はしていない。したがって、提案理由の中で述べたように、基本的には通常の使用の範囲であれば負担をいただかなくていいだろうということの中でこのような修正になっている。

岩永委員　そうすると、実費程度と言うときのその実費というのは、何を以て実費と言われているのかだけ確認したいと思う。

大くま委員 実費程度と言ったのは、これまでの公共施設の使用料の問題などではそのように考えてきたと申し上げたと思うが、その場合には電気代等使用に当たって必要な部分と考えてきた。

岩永委員 今言われた電気代等となった場合に、当然ながらその改修費をそもそも見込んでいて、その実費程度を負担していただいてもいいかと思ったので、大体皆さんはその辺りについてどのように考えているのか伺った。もしそこをなるほどと私も理解ができれば、それは市民の皆さんには最初30分無料よりも3時間無料のほうが喜んでいただけるので修正案についても考える余地はあるかと思ったが、その辺りが十分に詰め切れていないということだと、この修正案を私や私の会派がこれも一つ検討していこうということにはならないと思ったのでお尋ねをした。

岩崎委員 先ほど本間委員が確認していただいたところでは、公共交通との比較の確認は終わっているが、もう一つ公平性というところが非常に重要かと思っている。無料が3時間というのはある意味使った方にとってはありがたいが、その次の方が使いたいと感じたときに、一回入った車は3時間無料ですそのまま、時間がかかると思う。例えばこれから入れようとした方が、その駐車場がそこで途切れてしまって満杯になってしまったときに、次はその方が入った後すぐに開くのかというところがある。無料化になって時間が長くなると、その間にほかの駐車場に回らなければいけないと感じる部分もあると車の感覚では思うが、その辺のところはどのように感じているのかお聞きする。

大くま委員 公園の利用と無料時間ということでは、無料だから長いこと止めるようになるとは考えていない。

岩崎委員 利用する方が3時間ぎりぎりまで止める止めないというのはその人が使う時間になると思うが、気持ちの余裕というのは有料の部分と無料の部分で違うところがあると私は感じた。あともう1点お聞きしたいのは、公平性を視点にしたときに、有料化になる可能性があるのと、皆さん、公共交通に乗っていったほうが安上がりなのか、あるいはこの駐車場に止めたほうが安上がりなのか、頭を使う可能性があるかと思っている。完全に3時間無料だと、用事がある程度終わる可能性が高いので車で行ってしまおうとなると

感じるが、その辺のところは、共産党さんのほうではどのように感じているのかお聞きする。

大くま委員　　公平性ということの中では、今どういう形でお答えすればいいかと思うが、例えば道路整備に当たって、その道路は通らないから整備しなくていいという形にはならないわけで、公的な空間として当然に整備をするものと考えれば、現状でその駐車場があるないで公平性に差が出るということではないのではないかと考えている。

岩崎委員　　利用する側の市民が、これから有料化になる、そうすると今まで車で走っていた方が、もしかしたら歩いて行こうか、あるいは公共交通を使おうかという判断に変わり、行動変容が起こるのではないかと思うが、3時間無料だとほとんど行動変容が起こらないのではないかと感じるが、そここのところだけお聞きする。

大くま委員　　当会派では、今のような通常の公園利用という言い方が正しいかわからないが、そういった利用に関しては負担を求めないということであるので、行動変容という形にはならず、現状と同じよう利用になると考えている。

岩崎委員　　要するに、行動変容が起こらないような案になったということである。

藤原委員　　今黙って聞いていようと思ったが、公平性を侵していないという意見が出たり、無料で止めっ放しという話が出て、日本共産党から出てきた案が実態に即していないので申し上げたいと思う。

　　体育協会の一人の人間として、長谷川公園緑地課長にもお越しいただいて我々の要望を伝えたが、市側から出てきている案は私たちが望む以上に本当に考慮していただいていると思う。今回日本共産党の案が実態に即していないと思ったのは、実は今回お金を取って有料化するというのは、財源が厳しい、財政が厳しいからお金を取るということだけではなく、私は野球連盟会長をやっているが、無料だと駐車場にずっと車が止めっ放しで、選手が試合のために行ったときに止めるところがない。だから、有料化することで、無料で勝手に止めていく人になるべくやめてもらい、選手が試合に行ったときに駐車場がきちんと空いていることを確保してほしいという、私たちスポーツ団体からの要望がある。今回、財政が厳しいからというだけではなく、その理由もある。だから、3時間だと止めっ放しになってしまう。例

えば一本杉球場に野球選手が来たときに空いていない。それを空くようにしてほしいというのがスポーツをする人間の一つの大きな理由でもある。

3時間というとまるっきり意味がなくなってしまう。例えば軟式野球の場合には7回か90分で切る。90分試合をやるケースはほとんどなく7回で切るが、平均すると大体1時間10分ぐらいである。そうすると、3時間だと少し練習を入れても2試合できてしまう。先ほどの話に戻るが、ずっと止めっ放しで、いざ試合をやろうとする選手たちの止めるところがなくて困る。だから、大くま委員には申しわけないが、日本共産党の案は実態に即してない。これ3時間もやってしまうと、逆に公平性を欠く。だから意見を申し上げた。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより原案及び修正案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第101号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決に入る。

まず本案に対して提出された修正案を挙手により採決する。本修正案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手少数である。よって修正案は否決された。

次に、原案を挙手により採決する。原案に賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手多数である。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて日程第3、第102号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小柳環境部長 本案は、多摩市立公園内の有料施設の種類を定めている本条例の別表に、今ご議論いただいた駐車場等の文言の追記を行うものである。新旧対照表

については39ページになるので、こちらでご確認いただければと思う。よろしくご審査の上ご承認くださるようお願いする。

松田委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第102号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第4、所管事務調査、「多摩市気候非常事態宣言」の具体化についてを議題とする。

本件は継続案件である。

多摩市議会では、令和2年6月に多摩市長と共同で「多摩市気候非常事態宣言」を行った。生活環境常任委員会では、この宣言に基づいた具体的な行動を後押ししていくための取り組みを検証しながら、さらに発展させていくための方策について検討を進める必要があると考え、令和3年6月16日に「多摩市気候非常事態宣言」の具体化についてを所管事務調査として位置づけた。所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、宣言の具体化に向けてまず知識を深めていく必要があることから、令和3年10月と11月の2回、講師を招いた勉強会を行った。

また、令和3年12月以降は先進的な取り組みを行っているトヨタ西東京カローラ桜ヶ丘店、最近社名変更したが、こちらに伺い、さらに自然エネルギーの普及に携わっている多摩電力合同会社及び一般社団法人多摩循環型エネルギー協会、環境配慮に関する取り組みを紹介している長谷工マンションミュージアムへの視察やヒアリングを重ね、調査を進めてきた。

以上の勉強会や視察などを通して市の環境政策の課題や足りない点が見えてきたことから、前々回の6月23日の委員会では、進めてきた結果を整理して報告書にまとめること、加えて所管課へのヒアリングや先進市への施設を通して本市でもできそうな試み、推進すべき取り組みについて調査し報告書に記載した上で、提案として市長に報告書を送付することを目指して進めていくことを確認した。

また、前回9月14日の委員会では、これまでの勉強会、市内企業等への視察、ヒアリング、決算評価の勉強会で行った所管課へのヒアリング、10月の小田原市への視察までを行うことにより、「多摩市気候非常事態宣言」の具体化についての調査活動の整理のめどがつくこと、また気候非常事態であり、早急に具体的な成果を上げることが求められることから、所管事務調査報告書に盛り込む提案等を来年度の事業展開、また可能であれば予算にも反映していただくため12月議会で最終報告を行い、市へ所管事務調査報告書を送付することにより所管事務調査を終えることについて合意した。

前回の委員会から本日までの間は、所管課とともに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた先進的な取り組みを行っている神奈川県小田原市での視察を行ったほか、複数回勉強会を実施し、各委員からこれまでの調査に対するご意見等をいただき、これをもとに報告書を形にしてきた。

今回は、調査報告内容の決定及び最終日に行う予定の所管事務調査報告の内容について協議・確認を行いたいと思う。まず資料にある所管事務調査報告について確認する。こちらは、委員長から議長へ報告する際の鑑文及び勉強会で協議した内容を踏まえ、まとめた報告書である。

所管事務調査報告書の内容について、これより委員間の意見交換を行いたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長       ご異議なしと認める。それでは、委員間の意見交換を行う。意見はあるか。

大くま委員       1点だけ指摘であるが、2ページ目の最初の段落の最後に「視点を4点示す」と書いているが、その後に6点あるので、そこだけ修正をしておいた



ほうがよいかと思い、今気づいたので指摘した。

松田委員長 ほかに意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見なしと認める。

ただいまご意見を伺ったところ、先ほど大きくま委員からご指摘いただいた視点の「4つ」というところを「6つ」あるということで修正することにしたと思う。

これにて委員間の意見交換を終了する。

それでは、本報告内容をもって委員長名で議長へ所管事務調査報告として提出する。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。ではそのようにさせていただきます。

なお、最終的な体裁等は正副委員長にご一任願う。

また、本所管事務調査「多摩市気候非常事態宣言」の具体化については、今後の市政の参考としていただくため、議会運営委員会を通して市長へ調査報告書を送付したいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

次に、今定例会最終日に行う予定の所管事務調査の委員長報告の内容について協議する。今回の報告が最終報告になる。先に調査報告書の中身について確認したので、その中から最終報告として盛り込む内容としては、調査事項、調査目的、調査開始から今までの簡潔な報告、「多摩市気候非常事態宣言」の具体化に向けた市側への提言、以上を報告する必要があるかと思うが、ほかに盛り込むべき事項はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 それでは、この内容で本定例会最終日の所管事務調査報告とする。

なお、具体的な報告内容については委員長にご一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

続いて日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長      ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。  
この際暫時休憩する。

午前11時42分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長      ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備について、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長      番号の1番から13番まで都市整備部の所管になっている。各担当課長から個々にご説明をさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

松本都市計画課長      協議会1の資料をお開きいただきたいと思う。聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備についてである。聖蹟桜ヶ丘北地区立体横断施設の整備については、聖蹟桜ヶ丘北地区で開発事業が進んでいるが、聖蹟桜ヶ丘北地区地区計画では、広域拠点としてのにぎわい創出と利便性の向上、多摩川の親水軸の形成とアクセスの改善を目的としているため、現在、立体横断施設の整備に向けた準備が進んでいる。

場所としては、こちらの図面の赤のところ該当になるが、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターのC館駐車場とあいおいニッセイ同和損保の間の通路から階段で上がり、現在工事中の聖蹟桜ヶ丘北地区の商業業務棟横を階段で下りるような形になる。一部は商業業務棟と接続するような形の形状となる。

費用については、民間事業者による自費工事で、令和5年1月以降工事着手予定となっている。

松田委員長      市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員      今後の予定は令和5年の1月以降に工事着手ということであるが、具体的な工事期間、例えば工事期間中にその道路がいつまでの期間使える・使え

ないといった具体的な内容が決まっているのかどうか確認したいと思う。

松本都市計画課長 こちらについて具体的なところはこれから調整となっているが、オープンは令和5年12月を予定しているの、それまでには完了する予定となっている。

岩永委員 あそこは住宅などができたことによって横断する方が結構多く、本当に危ないと思う。京王駐車場にガードマンがおられるときにはガードマンがこちらであると誘導してくれるからよいが、こういう施設ができることはよいことだと思うが、具体的に通行止めの期間といったものがあるのであればぜひ教えていただきたいと思うので、よろしく願います。

大くま委員 立体横断施設というのはいわゆる歩道橋のような形になるのかを一つ確認したいのと、完成した後の管理についてはどこがどのような形で行うのかお聞きしたいと思う。

松本都市計画課長 ご質問いただいたとおり形状については歩道橋のような形になる。管理については、立体横断施設は多摩市公共物管理条例に基づく実施工事で行うことになり、立体横断施設完成後帰属が市になるので、今後は市が管理していくところである。

本間委員 階段ということで、できれば階段ではなく車椅子の方が行けるようにすることが非常に重要だったと思うが、今の時点では難しいということで理解はしている。ただ、S字のところの整備をしていただいて、車椅子の方も行きやすいようにぜひしていただきたいと思っているが、いかがか。

松本都市計画課長 ただいまご指摘いただいたバリアフリー対応については、この立体横断施設設置に当たっていろいろ検討したところであったが、民間の敷地内の整備でなかなか制限があり難しかったので、このような形状と整理となったような状況である。アクセスのところでは、誰もがアクセスしやすい環境となるよう検討を進めてまいりたいと思っている。

本間委員 S字カーブのところの歩道の整備等、その辺を確認したい。

榎島道路交通課長 S字のところということで道路交通課からお答えする。今申し上げているのは西側のところだと思うが、そちらは将来的に拡幅整備等をしていく状況である。まだ一部用地買収等終わってないところもあり、電線の地中化工事も今後ある。したがって、期間的に全体的な整備はまだ先になるが、

現在東側の京王線の下側の歩道のところの拡幅整備が終わっている。あちらをバリアフリー対応でつくっているの、今現在通れるような形になっている。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長   協議会2の縦置き資料をお開きいただきたいと思う。多摩市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定についてである。9月の常任委員会で、都市計画マスタープランの改定については令和6年度中の改定を目標に進めていくことについてご報告させていただいた。その後の進捗状況についてご報告させていただく。

2の検討の経緯をご覧願う。10月に市民説明会を2回、市民意向調査、中学生アンケートを実施し、11月に入って市の課長級で構成される多摩市都市計画に関する基本的な方針改定検討委員会の第1回を開催し、その後都市計画審議会で都市計画マスタープラン改定について諮問させていただき、都市計画審議会、まちづくり審査会、ニュータウン再生推進会議の学識経験者、市民、関係行政機関委員で構成される多摩市都市計画に関する基本的な方針改定特別委員会の第1回を開催したところである。なお、市民意向調査、中学生アンケートについては現在集計中であるので、整理でき次第市公式ホームページ等で結果のご報告をさせていただきたいと思っている。

また、今まで開催した市民説明会や会議等で都市計画マスタープラン改定に向けてこのような意見が出てきたことをご報告させていただきたいと思う。市民説明会では、今後の多摩ニュータウンの活性化について、少子高齢化が進んでいるので子育て世代に魅力があるまちとして人が入ってきやすいまち、定住したいまちと思えるように進めてもらいたいというようなお話をいただいた。また、今後モノレールの延伸、小田急多摩線の延伸はどうなっているのかというご質問などもいただいているような状況である。また、都市計画マスタープランの改定の特別委員会では、10年の計画期間

の中でも短期的にできることと長期的にできることは違ってくるところもあるから、そういったところを順繰りに整理していく必要があるのではないか、また、人口フレーム、財政フレーム、産業構造といった前提となるものを踏まえて考えていかなければならない、場合によっては何かやめなければならぬというような議論も必要なのではないかというお話、また、交通手段の多様性といったところもポイントになるのではないかとといったようなご意見をいただいたような状況であった。

続いて、3のスケジュールについてである。協議会2の横置き資料をらんいただけたらと思う。こちらについては9月にもお示しさせていただいたところであるが、前回提示させていただいたところから少し付け加えさせていただいたのが、一番上の都市計画マスタープラン改定の大枠のところに入っているように令和4年11月から意見・提言募集をしているところである。令和5年2月28日までの期間に改定に伴う意見・提言を募集しているところである。それ以外については特に変更はない。また、今回協議会報告で案件として上げていないが、多摩センターの活性化に向けた将来ビジョンの検討については都市計画マスタープラン改定にも関連してくる。9月以降に行ったワークショップなどの取り組みについて、総務常任委員会で多摩センターの将来ビジョンを描く進捗状況報告にて報告されているので、併せてご確認いただけたらと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 今中学生のアンケートは集計中ということであるが、中学2年生に取ったということで、もうじき中3になっていく中でこのような状況だったというのはもちろん市公式ホームページ等で出すと思うが、取ってくれた中学生への返しのようなもの、ほかの子どもたちはこのように考えていたということの集計をわかりやすい形で返していくのがキャッチボールになるということもあるが、その辺のところはどのような感じなのか。

松本都市計画課長 ただいまいただいたご意見についてであるが、中学生のアンケート集計ができれば、中学校長会にどのような状況だったかをご報告させていただく予定である。また、この意見を取ったことが今後都市計画マスタープラン改定にどう反映されるのかも中学校長会からご意見をいただいていると

ころであるので、今後こういうところに反映されていくといったところはご報告させていただく予定となっている。

岩崎委員 できた頃にはその子たちも高校生になっているという感じであるが、そのときは市公式ホームページを見るという形になるかと思うが、そのように自分たちの出した意見が何かしらの形になっていくのかという感じでわくわくさせていただけたらと思うのでよろしく願います。

岩永委員 先ほど最後のところで総務常任会に出されている資料を確認してほしいというお話があり、私もこの間の土日に何かやっていたかと思うもののそれぞれ行けなかったが、今まで社会実験をやってきて、その手応えといったものを担当所管としても感じていることがあればお伺いしたいと思う。

松田委員長 この際協議会を暫時休憩する。

午前 1 1 時 5 6 分 休憩

---

午前 1 1 時 5 6 分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

松本都市計画課長 今ご質問いただいた社会実験をやった感触であるが、今までやった中では「火を囲もう」を多摩センターのペDESTリアンデッキでやらせていただいたり、傾斜になっているところを活用して巨大ピンボールを造ってボールを転がして子どもたちにチャレンジしてもらおうというのをやってみて、どのくらい人が集まるのか試してみたところである。その中で、そういう社会実験をやると結構人が集まってくると、これに対して多摩センターを活性化するために皆さんどのようなことをお考えかをご意見としていただいているような状況である。そのような中では、今後のまちづくりに寄与できるようなご意見なども、つなげられるようなことも出てきたかと思っている。また、先週木曜日には多摩大学附属聖ヶ丘中学の方々に、2学期の中間試験を街行く人に採点してもらおうというようなこともやっていただいた。多摩市をどのようにしていったら活性化するのかをパネルディスカッションで出していただいた。私から見ても非常に興味深い内容であった。今後そのように多摩センターのペDESTリアンデッキをただの往来ということだけではなく、滞留にどう使えるのか、そういう人が集って意見交換でき

るような場にもつなげていけたらというところでは、感触として非常に良いと思っているところである。

岩永委員 報告資料が総務常任委員会のところに載っているが、連名で資料が提出されているので今確認させていただいたが、多摩センターの都市再生整備計画ということでは令和3年度までということで一定程度報告書が上がり、コロナ禍最後ということだったのであまり良い内容ではなかったかと思っているが、少しずつ皆さんが努力されながらやっていることがあるかと思うので、これからも引き続き諦めずに取り組んでいってほしいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、3番、生産緑地地区の都市計画変更についてと、4番、特定生産緑地の指定について、一括して市側の説明を求める。

松本都市計画課長 それでは、協議会3の資料をお開きいただきたいと思う。生産緑地地区の都市計画変更についてである。本件については、例年ご報告させていただいている生産緑地に関する都市計画変更についてさせていただくものである。生産緑地地区の指定は、都市部に残された農地の計画的保全を図り、良好な都市環境を確保していくものである。1ページ目の(1)生産緑地地区の地区数及び面積をご覧願う。今年度は一部削除が6件、全部削除が3件、一部追加が1件あり、生産緑地地区は133地区から130地区へ、面積が約26.72ヘクタールから約24.61ヘクタール、約2.1ヘクタールの減となる。

次に、削除を行う位置をご覧願う。表にお示しさせていただいたが、今年度は一部削除6件、全部削除3件あった。資料の2ページから7ページが生産緑地の地区計画図となる。この図の中で黒塗りされているところが今回

削除する箇所となる。

削除箇所のうち、7ページをご覧くださいただけたらと思うが、こちら、91番の生産緑地に関しては、多摩市及び東京都により土地を買い取り、連光寺六丁目公園の設置及び連光寺・若葉台里山保全地域の指定を行っている。公共施設等、公園緑地の設置として生産緑地でなくなるが、引き続き自然環境の保全が図られる区域となっている。ほか8件については、主たる従事者の死亡や故障により生産緑地の買い取りの申し出が行われたことによる削除である。

次、1ページにお戻りいただけるか。こちらの(3)追加を行う位置をご覧くださいいただきたいと思う。追加の1件であるが、馬引沢1丁目にある生産緑地番号110番である。

また5ページを開いていただけるか。5ページ目、この図の中央の下に110と書いてあるところがあるかと思うが、その4本線が出ているところのうち左から2つ目のところである。その横線が引いてあるところが該当となる。近隣にも既に生産緑地を複数所有する方の自宅建て替えに伴い、今まで自宅の敷地だった土地の一部で営農するという事で約270平米を追加指定するところである。

また1ページ目にお戻りいただけるか。(4)面積精査を行う位置をご覧くださいただけたらと思う。市で実施している地籍調査によって登記上の面積に変更が生じたため、地籍調査による面積精査という形で生産緑地面積の変更を行う地区が3件である。該当となる箇所について実態としての変更はないので、図面への落とし込みはしていない状況である。これらの追加、削除、面積精査については、令和4年11月16日に多摩市都市計画審議会で審議していただき、答申を得ている。こちらの生産緑地の関係のご報告は以上である。

こちらの資料を閉じていただき、特定生産緑地の指定についての資料であるが、こちらについては、フォルダが、総務常任会協議会でもご報告させていただいているので、総務常任委員会協議会のフォルダをお開きいただけるか。12月12日の協議会の資料、協議会16番、一番最後の資料になる。



では、1ページの1、特定生産緑地の指定についてをご覧願う。生産緑地は、都市計画決定したことを告示した日から30年経過すると、所有者がいつでも市町村長に対して買い取り申し出をすることができるようになる。生産緑地が宅地等に転用され市街化区域内の貴重な緑地が失われる可能性が大きくなる。一方、特定生産緑地に指定することで買い取り申し出をする時期を10年延長することができ、市街化区域内の貴重な緑地である生産緑地が当面維持され、所有者にとっては税制特例措置が継続されるというメリットがある。

2番目の令和4年度に特定生産緑地に指定する生産緑地についてをご覧願う。下の表の赤の太枠で囲った部分の白丸であるが、今年度は平成5年度指定の生産緑地の最後の受け付けとなる第2回目、平成6年度指定の生産緑地の1回目を受け付けたという状況である。

これまでの経過については、2ページ目の一番上の3、平成5・6年度指定の生産緑地に係るこれまでの経過についてのとおりである。

4、令和4年度の特定生産緑地の指定についてをご覧願う。(1) 指定申請受付の結果であるが、申請状況を面積ベースで見ると、上の表にお示ししたとおり、今年度申請のあった生産緑地がAの約0.4ヘクタール、昨年度までの累計がCの約20.9ヘクタールだったので、今年度までの合計がA+Cで約21.3ヘクタールとなり、全体面積の約24.6ヘクタールに対して87%の申請が終了している状況である。

参考として、所有者ベースで見ると、下の表にあるとおり昨年度までが累計81%であったが、今年度の全生産緑地の所有者に対する申請割合はC分のAで3%、複数の生産緑地を所有している申請者もいるが、約8割の方が申請を終えているような状況になる。

なお、これらの内容については、生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づいて令和4年11月16日の多摩市都市計画審議会において意見聴取を行っている。

3ページの(2) 特定生産緑地に指定した生産緑地であるが、今回申請のあった生産緑地は、指定要件を確認した結果全て特定生産緑地に指定したが、指定の面積、位置及び区域は4ページ以降にお示しさせている。

今後の予定については、令和5年1月～4月に令和5年度指定分の受け付け、平成6年度指定の第2回目と平成7年度指定の第1回を行う予定となっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、5番、第2期多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 生活環境常任委員会の協議会資料の5をお開きいただきたいと思う。

第2期多摩ニュータウン諏訪・永山地区住宅市街地総合整備事業についてご説明させていただく。

本事業は、都営諏訪団地建替事業に併せ、平成31年度から令和5年度までを計画の期間とした第2期多摩ニュータウン諏訪・永山地区整備計画を策定し、国の社会資本整備総合交付金を活用して実施しているものであるが、来年度に計画期間を終えることから、本事業の実施状況についてご報告させていただくものである。事業の実施に当たっては、事業所管課と事業規模や年度ごとの事業量の平準化等、調整を図り進めてきたところである。

1に第2期事業で令和4年度までに着手もしくは完了している事業をお示しさせていただき、2の(1)では令和5年度実施予定の事業、(2)では今後実施方法等を検討する必要がある事業をお示しさせていただいた。中でも2の(2)をご覧いただきたいが、本事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和3年度以降に予定していた事業については市の予算確保がなかなか難しいところがあり、事業減して実施できない事業が発生したような状況である。これらについては、今後の財政状況や工事実施に係る社会情勢の動向等を踏まえ、住宅市街地総合整備計画及び社会資本総合整備計画の次期計画を策定した上で新たな住宅市街地総合整備事業で実施するのか、あるいは他事業での実施とするのかなど、総合的に検討していきたいと考えている。

2ページ目を開いていただくと、実施できているものとできていないものをお示したところであるが、赤の実線で囲んだ部分が住宅市街地総合

整備事業で実施のもの、オレンジ色の点線で囲んだものが防災安全交付金等を活用した事業による実施予定のもの、青の点線で囲んだものが他事業による実施検討箇所となる。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大くま委員 今2の(2)で橋や公園、歩道などの事業が計画から外されて今後検討になるということであるが、この社会資本整備総合交付金充当予定であったものの扱いはどうなるのか確認したいと思う。

松本都市計画課長 補助金申請については、この事業の見合いに合わせて手続を現在進めているような状況である。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、多摩市街づくり条例の一部改正について、市側の説明を求める。

田中街づくり担当課長 協議会資料の6番をご覧ください。多摩市街づくり条例一部改正についてである。多摩市街づくり条例は、市民と開発事業者そして市が責任と役割を持って協力してまちづくりを推進する仕組みをルール化した条例である。街づくり条例の条文に、宅地造成等規制法第何条に規定するというのがある。このたび宅地造成等規制法の一部が改正され、法律名が「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称：盛土規制法)に変更になるため、多摩市街づくり条例の関連条文の改正を行うものである。なお、多摩市街づくり条例の内容に変更はない。

資料の新旧対照表をご覧ください。多摩市街づくり条例第40条4号と第53条2項の条文にある「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正するものである。本日生活環境常任委員会にご報告をさせていただき、令和5年3月市議会定例会に条例改正議案を上程、ご審議いただき令和5年5月に盛土規制法の施行日と同日付で改正した条例を施行する予定である。

2ページ目をご覧ください。なお、宅地造成等規制法の一部改正によるこの宅地造成及び特定盛土等規制法、通称「盛土規制法」は、令和

4年3月閣議決定、令和4年5月成立公布されており、令和5年5月施行予定である。盛土規制法による規制区域の指定に必要な基礎調査や法に基づく許可等については、引き続き都道府県、指定都市または中核市の事務になる。

2番をご覧願う。宅地造成等規制法から盛土規制法に改正する経緯をご説明させていただく。令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落して土石流が発生し、甚大な人的物的被害が生じた。宅地造成に関する工事を行う場合は、宅地造成等規制法による知事等の許可が必要になるが、本事案のような土石の堆積は宅地造成に該当しないため、宅地造成等規制法による許可は不要であった。また、森林法では、民有林においては盛土等の開発行為1ヘクタール超を行う場合には知事の許可が必要であるが、本事案は1ヘクタール以下のため許可不要であった。このように現行制度では、宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的としたそれぞれの法律により開発を規制していたが、各法律の目的の限界等から盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在していたことになる。この事案を受けて国が設置した盛土による災害の防止に関する検討会において、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度を創設し規制を強化していくべきとの提言を受け、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、宅地造成等規制法を法律名・目的も含め抜本的に改正し、土地の用途、これは宅地、森林、農地等に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになったものである。

なお、施行令はいまだ案の段階であるが、盛土規制法への改正のポイントについてご説明させていただく。4点ほどある。1点目が、隙間のない規制である。都道府県知事は、市街地または市街地になろうとする区域、集落、それらに隣接・近接する区域など、人家等が存在するエリアについては、農地や森林を含め広く宅地造成等規制区域に指定していく。さらに、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に被害を及ぼし得るエリア、これは斜面地等が該当するが、こちらは特定盛土等規制区域として指定していくことになる。このように、宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可・届出の対象にす

る。現行の宅地造成等規制法では、宅地造成等規制区域は都内では板橋区、世田谷区の2区、それと11市に宅地造成等規制区域のエリアがある。現在多摩市では、大栗川以北から多摩川までの区域を除いて、ほとんどの市域が宅地造成等規制区域のエリアになっている。盛土規制法の施行に伴い東京都は宅地造成等規制区域の見直しを行うが、宅地造成等規制区域もしくは特定盛土等規制区域に都内全域が指定されるものと思われる。

2点目、盛土等の安全確保。盛土等を行うエリアの地形・地質に応じて、擁壁の設置、排水施設の設置、地盤の締め固めなど十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施することになる。また、周辺住民への事前告知を要件化としている。

3点目、責任の所在の明確化。盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化していくこと、また、災害防止のため必要なときは土地所有者だけではなく、原因行為者、これは過去の土地所有者、造成の工事施工者に対しても是正措置等を命令できることになった。

4点目、実効性のある罰則の措置。罰則が抑止力として十分に機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万以下）より高い水準に強化していくことになる。法の改正は以上である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと、8番、都営住宅建替えの進捗状況について、一括して市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会案件7番の多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと、8番の都営住宅の建替えの進捗状況について一括してご説明申し上げます。

まず多摩ニュータウン再生の進捗状況である。1の経過については、南多摩尾根幹線沿道土地利用方針及び愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画について、9月26日～10月26日の1か月間パブリックコメントを実

施した。特に尾根幹線の土地利用方針においては、諏訪・永山地区を先行エリアと位置づけており、こちらの地元の住民の方を対象とした説明会を10月13日の木曜日に諏訪地区市民ホールで開催した。パブリックコメントに寄せられたご意見は5件であった。まちづくり計画、土地利用方針について特に大きな反対意見等はなかった。頂戴したご意見の中では脱炭素や環境配慮についてのご意見を頂戴したことから、各原案については一部加筆修正を行い、この後庁議等の手続を経て令和4年度中に行政方針、行政計画としてまとめていく予定である。

この後のスケジュールであるが、特に南多摩尾根幹線沿道の土地利用方針については、今後改定を予定している都市計画マスタープランへの反映を踏まえて、諏訪・永山エリアを先行エリアとした土地利用の将来像を検討するためのプラットフォームの設置に向けて、現在関係者との協議調整を進めているところである。

配付した資料では日程が確定していなかったが、令和4年度第2回多摩市ニュータウン再生推進会議であるが、令和5年1月27日の金曜日、午後2時半よりLINK FORESTで開催する予定である。コロナウイルスの感染状況も踏まえてであるが、現時点では対面方式で、傍聴を受け入れるような形で開催する予定である。

併せて多摩ニュータウン再生プロジェクト第10回シンポジウムについてである。こちらもここで登壇者の方あるいは関係者の方との調整あるいは会場手配が整い、令和5年2月14日の火曜日、午後1時半から4時半の予定で、オンライン方式で配信を行う予定である。今回は多摩ニュータウンで様々な活動をされている若い世代の方々によるトークセッションをメインに行う予定である。現在チラシを作成しているので、できたらまたデータをサイドブック스에掲載させていただきたいと考えている。

その他についてであるが、データを添付させていただいたが、去る10月22日の土曜日、29日の土曜日、30日の日曜日の3日間であるが、永山名店街と永山南公園を会場として秋の多摩ニューライフというプレイスメイキング社会実験を踏まえたイベントを、UR都市機構をはじめとした団体の主催により実施いたしている。

次に、UR 諏訪団地の建替事業についてであるが、既存の構造物の解体工事に着手している。また、本市とUR 都市機構との間で土地交換を行っている旧東永山小学校の校舎・体育館等の解体工事も着手されている。

続いて、案件 8 になる。都営住宅建替えの進捗状況についてである。諏訪団地では第二期工事に係る実施設計及び建築工事が実施されているところである。

次に、東寺方・和田・愛宕団地であるが、旧西愛宕小学校跡地に建設中の住棟については、完了は令和 5 年の秋になるとの見込みである。和田・東寺方団地については実施設計を実施中で、建築工事に係る実績を発注予定と伺っている。

雑駁ではあるが、ニュータウン再生の進捗状況及び都営住宅の建替えの進捗状況についてご報告を申し上げた。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 7 番ではなく 8 番でも大丈夫か。都営住宅建替えの進捗状況をお話しいただいたが、太陽光パネルを都営団地に建てつけていくという流れがあるかと思っているが、今の多摩市の状況ではどうなのか。

星野ニュータウン再生担当課長 都営住宅の太陽光パネルの関係であるが、既に新しい、例えば西永山中の跡地にできた住棟にも太陽光パネルが設置されているので、今後愛宕地区や諏訪地区である建て替えについても太陽光パネルは設置されていくような形になっている。

岩崎委員 太陽光パネルのエネルギーがどういう形で使われていくという流れはあるのか。

星野ニュータウン再生担当課長 太陽光パネルの発電したエネルギーであるが、原則としては共用部の照明といったものに使われていくと伺っている。

岩崎委員 余ってしまうというか少し余剰が出たときも共用部分だけに限っているというのが現状なのかもしれないが、今後もう少し違う形で使われていくという流れは今はどうなのだろうか。

星野ニュータウン再生担当課長 具体的に余剰電力がどうされていくかというところについては東京都と協議を進めていないが、先般改定された東京都の住宅マスタープランの中でも、東京都はかなり力を入れて脱炭素あるいは環境配慮を

訴えているというところもあるので、何らかの形でまた引き続き継続して協議をしていきながら、まちづくりに使えるようなものを考えていきたいと考えている。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、令和5年度からのマンション管理計画認定制度の実施について、市側の説明を求める。

長谷川住宅担当課長   それでは、協議会資料の9をご覧ください。マンション管理計画認定制度の実施についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、マンション管理計画認定制度とはというところである。こちらは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、令和4年4月から創設された制度である。マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして地方公共団体から認定を受けることができる制度である。全国的にも非常に多くの自治体が制度実施に向けて準備を進めているところである。制度実施に伴いマンションの管理組合が認定をして取得することで期待されるメリットである。主に4つある。(1) 区分所有者の管理への意識が高く保たれ、管理水準を維持向上しやすくなること、(2) 適正に管理されたマンションとして市場において評価をされること、(3) 適正に管理されたマンションが存在することで立地している地域価値の維持向上につながること、(4) 認定を取得したマンションに対しては、住宅金融支援機構の「フラット35」及び「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の引き下げが適用されるということがある。管理組合の直接的なメリットとしては、この(4)が非常に大きいものである。この点もあるので、我々で実施しているセミナー等でも、この管理計画認定制度について、多摩市はいつ頃から始めるのかというお問い合わせをよくいただいているような状況である。

時間の都合もあるので説明は割愛するが、住宅金融支援機構の資料も協議会資料の2として掲載をしている。

次に、マンション管理計画認定制度の運用方法である。マンション管理適



正化推進計画を策定し、認定基準を定めた地方公共団体が制度を運用できることになっている。このため、多摩市においても推進計画を策定するということである。なお、推進計画に記載すべき項目であるが、認定基準及び助言・指導、判断基準も含めて国の「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」、また都の「東京都マンション管理適正化指針」においてそれが定まっているものであるので、こちらを準用し策定を行う。

それでは、推進計画と認定基準等をご説明するので、協議会資料9の資料1をご覧ください。こちら全部で4ページの構成となっている。1ページと2ページが推進計画の本文である。この推進計画の本文に記載すべき項目、数字で付番されている表題となる項目であるが、先ほど申し上げた国の方針で定められている。そちらに沿って作成しているところである。実行すべきマンションの適正管理に資する政策については、多摩市の第三次住宅マスタープランに即して記載をしているものである。

そして、3ページの（別紙1）と記載しているこちらが、マンションの管理組合から提出された管理計画を認定する認定基準となっている。

さらに、4ページ、（別紙2）と記載しているこちらが、マンションの管理組合に対し、助言等を行う場合の判断基準となっている。この3ページ4ページの（別紙1・2）が、先ほど申し上げた東京都のマンション管理適正化指針において定まっているものである。

それでは、また最初の資料にお戻り願う。参考ではあるが、都内の既に制度運用開始済みの自治体を表記している。都内では板橋区、小金井市、八王子市、府中市となっている。なお、26市においても半数以上の自治体が今現在策定中または検討中と伺っている。

次に、マンション管理計画認定制度の申請手続についてご説明をする。申請の主な流れである。マンション管理センター提供の管理計画認定手続支援システムを活用した事前確認制を利用する予定である。このマンション管理センターは、米印にて記載のとおり、マンションの管理の適正化を推進する事業を行うために設置された公益財団法人である。申請の流れは表のとおりである。左側は申請者（マンション管理組合）である。こちらからマンション管理センターにまず申請をしていただく。このマンション管理セ

ンターにおいて事前確認を行い、マンション管理センターにおいて事前確認の適合証の発行をする。そちらを伴って多摩市に管理計画認定の申請をしていただき、多摩市で管理計画の認定通知を発行するような流れになっている。

最後であるが、今後のスケジュールである。現在実施中であるが、令和5年1月頃までにマンション管理センターのシステム運用調整を行う。また、調整等が終わったら令和5年3月までにマンション管理適正化推進計画を策定し、マンション管理組合へ制度の周知を行う。令和5年4月からマンション管理計画認定制度を開始する予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大くま委員 マンション管理計画認定制度ということで、認定されれば様々なメリットがあって期待もされているので進めていただくことでよいと思うが、ある意味では認定される場所は安心であるが、認定されないようなところが出てきた場合に、認定に向けてどのような支援が必要と考えておられるのか聞いておきたいと思う。

長谷川住宅担当課長 今ご質問いただいたところであるが、こちらの認定制度については、基本的にマンション管理組合が独自にこの認定を取得しに来ると、積極的なマンション管理組合として申請をしていくような形の制度になっている。まだ始まったばかりでもあるので全国的にも、最新の情報では全国でもまだ14の管理組合となっている。これとはまた別の制度で、東京都の条例にはなるがマンションの管理状況の届出制度があり、こちらで多摩市においても管理状況を昨年度調べているところである。旧耐震のマンションの管理組合とはなるが、今のところ多摩市においては管理不全の兆候のある組合はいなかったところである。そういった状況もあるので、できれば多摩市としては積極的にこちらに手を挙げていただけるとよいというところで、これから管理組合にも周知をしていきたいと考えているところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10番、市道5-35歩線(レンガ坂)道路改良工事の進捗状況に

について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 協議会案件10番、市道5-35号歩線（レンガ坂）の道路改良工事の進捗状況についてである。10番の資料をご覧になってほしい。

まず（1）工事の進捗状況である。レンガ坂橋の補修工事であるが、こちらについては年内には全て完了する見込みである。写真で言うと、一番下の左側の写真である。剥落防止剤を塗布して白っぽくきれいになっている。それから、レンガ坂の坂の部分のアスファルト舗装工事、街路灯の設置等の工事については既に完了しており、規制帯として設置していたバリケード等は撤去し、現在開放している。写真は真ん中の2枚である。現状はこういった状況である。それから、舗装のレンガ調デザインの施工については、年明け1月中旬頃から着手をしていく。それから、南側の四角い広場についても、年内にタイル等の撤去に既に着手しているが、年明けから舗装やベンチ等の設置を進めていく工事に着手していく予定である。

2ページ目に入り、（2）既存樹木の倒木対策についてである。レンガ坂のユリノキであるが、今後残していく樹木の全てについて、以前からご説明をさせていただいているが、支柱の設置を12月の中旬頃から実施していく予定である。その際、現在の高さは約10メートルあるが、この高さからさらに低く7メートル程度にまで剪定を行う。この理由としては、工事を進めていく中で、現状の地盤の弱さ、支柱を設置する位置から、現状の高さでは支柱の効力が十分に発揮できない懸念がある。支柱の対応力に見合った高さに剪定することが必要であるので、こういった処置を行う。なお、この対応に当たっては、工期、費用に影響する部分ではないのでお伝え申し上げます。

それから、（3）舗装デザインコンテストの結果についてである。既に11月20日号のたま広報でご案内したところであるが、投票総数が867票であった。今回3パターンの舗装のカラーデザインについて投票していただいたが、結果として1位が388票でブラウン系玉吹き加工デザイン、2位が343票でモカ系とブラウン系の2色デザイン、3位が136票でブラウン系一色のデザインであった。1位と2位の差が僅差であったことから、2位に対するご意見という中で、デザインで楽しめる、子どもが興味

を持って親しみが生まれるといった意見もあったので、2位についても一部で取り入れていくことにした。したがって、レンガ坂の坂道の部分を1位のブラウン系の玉吹き加工デザインとし、南側の広場部分をモカ系とブラウン系の2色デザインにした次第である。11月25日には、1位と2位のデザインに投票していただいた方の中から抽選でそれぞれ50名の方に粗品を発送したところである。なお、モカとブラウンの2色のデザインについては目がちかちかするといったようなご意見もあったので、モカの部分の色について、若干色合いを濃くしたものにして塗装する予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 工事の内容については了解したが、このレンガ坂の件については、いわゆる歩行者と自転車に乗っている方々とのルールづくりについて市民と一緒に考えていくというお話もあったかと思っているが、それへの取り組み状況がどうなっているのか、そしてまた、どうなっていくのかについて伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 ただいまいただいたご質問は通行ルールについてのお話だったと思う。説明会の中でもそういったご意見があり、令和5年度頃からそういったルールづくりについて検討していきたいと申し上げたと記憶している。今年度の多摩センターエリアの活性化とも関係があり、そちらとも絡めた利用実態調査等を行っている。その結果を用いて来年度以降どういったルールづくりが可能か、それをまずレンガ坂から発信していきたいと思っている。具体的な日程まではまだ検討段階中であるのでご容赦願いたいと思う。

岩永委員 例えば幾つか考えられた場合に、こうだったらよいのではないかということによって皆の意見を聞いて決めてしまうのではなく、具体的に実験する期間を設けながらやっていったほうがよいような感じもする。また、図書館もできていくと当然ながら自転車を置く方もおられて人の流れが全体的に変わっていく部分もあるかと思ったりする。いきなりルールを決めてしまうのではなく、例えば幾つかのパターンを実験してみるようなこともやっていったらどうかと思っているので、検討していただけるとうれしい。

岩崎委員 ユリノキに関してはいろいろあったかと思う。今回高さを切ることであるが、その最初のところで枝を結構払ってしまって幹だけになって

いった剪定をされたが、今後低くなるのであれば樹冠を大事にしてほしいと思う。剪定の仕方は、上をまずバサッと低く切るというやり方を実行しないと難しいやり方なのか、もう少し枝を大事にするために少し伸びてからという方法がいいのか、今樹木医等と話し合ったりしているのか。

檜島道路交通課長 当初から樹木医が入って剪定方法等を検討して進めてきているところである。今回についても樹木医にお話を聞いたところでカットしていくので、まずは上のほうを詰めていくことを検討している。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、市道4-11・4-26号歩線(諏訪・永山ふれあいの道)道路改良工事の進捗状況について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 協議会11番、市道4-11・4-26号歩線(諏訪・永山ふれあいの道)道路改良工事の進捗状況についてである。

資料のまず(1)から進めさせていただく。事業の概要であるが、当該道路については、整備から約30年が経過しているため、老朽化した舗装、街路樹・街路灯などの道路施設を更新し、バリアフリーを取り入れた通行空間にリニューアルしていく工事である。

主な改修内容として、資料の案内図の右に記しているが、有効幅員を4メートル以上確保して舗装の打ち替えを行う、一部の樹木を伐採して新たな樹木を植栽するが、植栽に際しては昼夜間の明るさを確保するため従来よりも間隔をあけて植栽をする、また斜面の樹木を間引きして明るさを取り入れていく、柵などの道路施設の更新、階段の手すりの設置といったことを行っていく。

(2) 工事説明会の実施結果についてである。10月8日にベルブ永山で工事説明会を実施した。9名の方に参加をいただいている。その中でいただいた主な意見については、資料に記載してあるとおりである。いただいたご意見を10点ほど挙げさせていただいているが、主な内容として、樹木を切っほしい、反対に切らないでほしいという方、坂道のスピード抑制に関すること、工事中の騒音振動などについてのご意見等々あった。

中でも、赤文字でお示しした部分であるが、桜を4種類に分けて植えるとのことであるが、咲く時期がばらばらになり見栄えが悪くなるので1種類にまとめてほしいという意見があった。このことについては、後ほどまたご説明をする。

ページをめくって、上の写真が説明会の様子である。

次に、(3) 工事の進捗状況についてであるが、11月の中旬頃から桜を伐採し、現在は仮の復旧を行っている状態である。今後舗装等の撤去作業を行っていく。写真については、左側が施工前、右側が現在の桜を伐採した後の仮復旧の状態である。

(4) その他のところであるが、先ほどの(2)の工事説明会でいただいたご意見の中で、植栽する桜の種類を統一してほしいというご意見を紹介させていただいた。今回本工事の中で植栽する桜については4種類発注をしている。これは昨年度に行ったワークショップの中で長い間花を楽しめる空間にするというご意見を受けて、2月から3月にカワヅザクラが咲いて、3月下旬にジンダイアケボノ、コマツオトメが咲いて、4月初旬にソメイヨシノ、4月中旬にはヤエザクラ、5月にサツキ、6月にアジサイ、夏にはヤマモモの実、こういった順番で花や実がつくことで長い間花等を楽しめるといったご意見があったので、桜を4種類にしたものである。

しかしながら、今回の説明会、工事説明会の中で桜の種類を1種類にしてほしいというご意見が寄せられた。そのご意見を寄せられた方に対しては、桜を4種類にした経緯の説明として、ワークショップでいただいた意見を尊重していること、市公式ホームページでのご紹介を既に行っている、市の内部で議員等にも紹介をしてご理解をいただいた上で発注しているといったことを説明して、樹種の変更についてはお断りしたところである。

しかしながら、ご意見を発言された方は隣接にお住まいの方であること、桜を1種類か2種類にして花が咲く時期を統一してほしいというご意見を持った人たちが隣接にお住まいの方たちを中心にほかにも大勢いるとのこと意見もあったため、今後工事の影響や工事にご協力をいただくことにもなっていく隣接にお住まいの方々ご意見であること、日頃から当該路線の清掃等を行っていただいている方も中にはおられると伺っているので、隣接

する住宅の管理組合に改めて桜を4種類で植栽していくことについての確認を行った。

そうしたところ、当該住宅管理組合から、住民の総意として1種類か2種類の桜で植栽していただきたいという要望書が提出されてきた。こういった経緯もあり、市としても隣接に住まわれる多数の市民からの要望でもあることや、桜の種類の変更によって工事金額、工期、仮設物等への変更も生じないことを捉えて、当該要望である4種類の桜から2種類の桜への変更をしていきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 今桜の樹種のお話をいただいたが、4種類から2種類に変更することによって工事の内容や金額は変更しないということだったが、本数にも変更はないのか。

檜島道路交通課長 全体本数は8本今回植え替える予定である。本数については変更はない。

岩永委員 先ほどのレンガ坂のところでも自転車と歩行者のというお話もして、多分ここも拡張されることになる、ある意味自転車はスイスイ走りやすくなるかと思うが、レンガ坂ということになるとその通行ルールからということであるが、あの時も議論にあったように、遊歩道全体を捉えながらその通行ルールを考えていこうということがあったと思うので、もちろんいろいろな環境変化はあると思うが、先ほど私が申し上げたように、例えば実験をしてみるということについても、本当にレンガ坂だけではなく、いろいろなところで同じような通行ルールでやってみたらどうなのかということをやって、その上でこれがよいというふうな形で、少し丁寧に時間を取りながら調査やルールづくりはぜひやっていただいたほうがよいと思っているので、その点についてもこの場でお願いしておきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、舗装補修工事について(令和4～5年度)について市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 続いて、協議会12番、舗装補修工事についてである。令和4年度から5年度の工事である。本件については12月補正予算で既にお認めいただいている案件であるが、債務負担行為いわゆるゼロ債工事である。ゼロ債工事については、工事の施工時期等の平準化と公共工事の品質確保、その担い手となる主に市内業者の中長期的な育成と確保を図るため、比較的小規模な舗装補修工事について次年度早期に工事を実施し、併せて不調不落の防止にも図っていくことを目的として実施するものである。路線の選定については、日常管理の中で穴埋めの発生頻度が高い生活道路、幹線道路の交差点近辺、それからバス停留所等々の局所的に補修が必要な箇所を選定している。

本件については、5件を提案させていただいている。資料の①、上のほうであるが、市道1-2号幹線、聖蹟Uロードの東側のバス停付近で、延長約80メートルを予定している。②、その少し右下のところであるが、市道3-13号線である。関戸3丁目の向ノ岡大橋下側を交差する大栗川沿いの市道である。延長が約150メートルである。その下の③市道5-22号線である。豊ヶ丘1丁目の乞田川右岸側の道路であり、平戸橋付近からであり橋付近までの生活道路で、延長が約300メートルである。その下右側であるが、④市道6-8・5-87号線である。鶴牧1丁目、落合1丁目地内で、多摩中央警察署西側交差点付近が延長約40メートル、多摩センター南通りのバスロータリー入り口付近で延長約20メートルである。最後に⑤市道6-78号線である。唐木田1丁目の通称ガーデンロードと言われている生活道路であるが、延長が約150メートルである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、改善モデル路線(街路樹環境)の更新について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 協議会13番、改善モデル路線(街路受環境)の更新についてである。

平成30年度末に策定した街路樹よくなるプラン改定版では、路線の特性や街路樹の状態に応じた適切な対応ができるよう検証すること、改善手法



に関して市民との合意形成を図るためモデル路線として9路線を選定し、路線ごとに改善を進めていくことにしている。今回ご案内する路線については、改善モデル路線の一つで、路線の中央部と両脇に樹木が配列されており、写真の右側が公園になっているところである。

資料の1番目、対象路線の詳細についてであるが、場所が鶴牧3丁目16番地付近、市道6-10号歩線という、鶴牧東公園の東側に隣接する延長が約110メートル、幅員が12メートルの自転車歩行者専用道路である。

2番目に行って、当該路線における主な課題である。中央と両側に街路樹が植栽されており、歩行空間が非常に狭いというところがある。枯れ枝等が近年多く見られるようになり、樹木の腐朽が進んでいるところがある。当該路線については、幅員は非常に広いものの歩行をする空間が狭くなっていることや、樹木が大きくなってきたことよって鬱蒼としており、見通しや防犯面からも懸念されているといった状況である。

3番の今後の予定であるが、令和5年2月～3月頃に市民との意見交換会を行いたいと考えている。この意見交換会についてはワークショップ方式を検討しているが、市として獲得したいと思っている目標については、樹木の総量を減らして維持管理がしやすく明るく見通しのよい道路空間にしたいと思っている。しかしながら、樹木に対してはご承知のとおり様々なご意見があるかと思うので、参加された市民の皆さんの意見を聞きながら、利用する人が安心・安全で歩ける歩行空間になるよう検討を進めていきたいと考えている。令和5年度以降には、市民の皆さんからいただいた意見をもとに、また納得していただいた形で伐採等を進めていきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 先ほど来年度の舗装工事についてご説明いただいたかと思っているが、街路樹よくなるプランの更新版を確認したら、市道1-2号線の聖蹟Uロードもたしか街路樹よくなるプランではモデル路線になっているかと思っているが、そちらについても当然ながら今のような形で周辺の方と意見交換をされたりする予定はあるのか。

檜島道路交通課長 改善モデル路線が9路線あるということでご案内した。和田で1か所終了している路線もあるが、そこについては住民の方には特に影響がない

ということで進めさせていただいたところである。今ご紹介のあった1-2幹線、聖蹟Uロードあたりは利用される方が非常に多い。また、商店会等もある中で、桜、街路樹についてはいろいろな意見がある。今回のワークショップ方式でやろうというのは初めての試みであるので、そういったデータも得て、合意形成を図りながら進めていきたいと思っている。

岩永委員            とかくUロードは鳥が非常に移動するので街路樹は大事であるが、本当にどのように配置していったらよいのか皆さんも悩んでおられるところかと思っている。舗装部分の打ち換えとは関係ないが、少しその辺りも頭に入れながら、もし改善ができるような部分があればぜひ改善をしていただきたいと思っているので、よろしく願います。

松田委員長            ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長            質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、電力需給ひっ迫注意報警報発令を受けた本市の取組について（冬季編）、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長    では、14番、電力需給ひっ迫注意報警報発令を受けた本市の取組について（冬季編）を説明させていただく。資料は14番をご覧ください。

まず表紙をめくっていただいて7分の2ページ、1番、こちらは11月1日に経済産業省が示した今冬の電力需給の見通しである。表を見てほしい。左は6月時点で国が検証した結果の冬の見通し、右は11月時点のものがある。

また、数字の見方として、電力供給の余力を示す予備率が多ければ多いほど安定していることになり、最低でも3%は確保する必要があると言われていた。それを念頭に東京の部分を見てほしい。6月時点の検証が左側の表、今冬の1月2月はマイナス、計画停電が行われるかもしれないという厳しい見通しが示されていた。

一方、右側の11月時点で再検証した結果、最も厳しい来年1月でも4.1%を確保し、今冬を通して最低限必要と言われていた3%を確保できる見通しが示された。ただし、国は、万一大規模な発電所でトラブルが起きたり想定外の気温低下で需要の増などがあった場合厳しい状況になることも

あり得る、引き続き警戒は必要との考え方から、今冬も夏季に引き続き無理のない範囲での節電要請を11月1日に行った。

7分の3ページをご覧ください。2番、国の要請を受け、市としての今冬の取り組みについてである。取り組みレベルごとに色分けで示している。まず緑は継続実施、日常的に取り組む内容である。電力不足を回避する節電の取り組みのみならず、総消費電力も削減する省エネ行動も併せて行う必要があるとの考え方から、日常的な取り組みを進めていく。そして、黄色が注意報、赤が警報、この2つが発令された場合は継続実施項目にさらに追加して取り組む内容を載せている。また、それぞれ本庁舎と本庁舎以外の区分に分け、照明設備、OA機器を中心に取り組みをまとめた。なお、警報時は、17時以降はほぼ全ての電源をオフにし、さらに、その他として防災無線や広報車を使用して市民に向けた周知も行うこととしている。以上が直接的なメニューとなるが、冬の取り組みには、間接的なメニューも通知に盛り込みたいと考えている。

7分の4ページをご覧ください。(2) その他の取組のところである。まず上の2つの黒丸はブラインドの活用である。ブラインドの開け閉めによって晴れた日は太陽のぬくもりを、退庁時はぬくもりを少しでも次の日の朝に残すような工夫をお願いしていきたいと考えている。そして3つ目の黒丸はウォームビズの実践である。これは勤務中だけでなく朝起きたときから実践を心がけようということ、例えば朝食をしっかりと取り、体の内部から温め、寒さに負けず1日を健康に頑張ろうということも積極的に推進していると考えている。

7分の5ページをご覧ください。3番、今後の予定である。本委員会で報告後、速やかに全庁依頼を行っていく。遅くとも16日、今週金曜には行いたいと考えている。また、市公式ホームページにも掲載し、市民への促しも行っていきたいと考えている。期間は令和5年3月31日まで、注意報警報が発令された際は、この表に沿って速やかに対応していく。

7分の6ページ以降は、今夏の取り組み結果の報告である。夏の取り組みは6月議会後に対応が始まったこと、また全職員にアンケートをして結果を取りまとめたということもあり、本日冬の取り組みの説明と一緒に

報告をさせていただくこととした。では取り組みの経過である。記憶されている委員の方もおられるかと思うが、この電力需給逼迫の対応は6月26日の電力需給逼迫注意報から始まった。翌日から3日間注意報が発令され、市も内部で調整し、7月29日付で全庁依頼をし、9月まで対応を行った。また、当時まだ9月末の時点で暖かい日が続いていたので、10月も省エネ対応に切り替えて一部継続して実施した。

なお、夏の取り組み内容は室温と設定温度に違いはあるが、先ほどご説明させていただいた今冬の取り組み内容とほぼ同様な内容で行った。

次に、夏の取り組み結果である。7分の7ページをご覧ください。効果検証の対象期間は7月8月9月の3か月間となるが、本庁舎は昨年度の使用電力量との比較、そして本庁舎以外は一律に昨年度との比較ができなかったため、消灯した蛍光灯の個数、ワット数、そして時間から割り出して削減した電力量を求め、その結果、合計で一般家庭に当てはめると4.4世帯の年間電気消費量に相当する量、およそ1万8,000キロワットアワー削減することができた。今冬の取り組みは3月末まで続くので、3月議会でも皆様にもいろいろご不便をおかけすることがあるかと思うが、全員で一丸となってこれを乗り越えていかなければいけないことであるので、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 その他の取り組みのところで、様々健康的な観点で考えていることをこれから全庁そして市民に向けて発信していこうとされているようであるが、朝起きたときから通勤時というのは本当に市民の健康のためにもなるかと思う。発信する場合、環境部から発信するというより健康推進課等を使いながら発信する、あるいは発信先は学校関係や保育関係に向けても発信していただきたいが、その辺はどのような形でされるのかお聞きしたいと思う。

佐藤環境政策課長 ウォームビズの取り組みは、電力のためだけではなく健康へもつながるということで、実践は皆で進めていきたいと考えている。環境部のホームページには掲載するが、関係課にも情報共有して広く周知していけるように調整に努めていきたいと思う。

岩崎委員 ぜひお願いします。知識として若い方たちに知っていただきたい内容も含

まれていると思うので、いろいろ知識になるような形でも、健幸都市とも言っているまちであるので、よろしく願います。

大くま委員 3ページの冬の取り組み内容についてであるが、本庁舎のエレベーターの1台の停止であるが、夏にもやっていたと思うがどのぐらいの節電効果があるのかと、実際止まっている間に市民の方からのお困りの声というか縦の移動がしづらいというようなお声もかなりあった中で、その辺はどのようにお考えなのかをまずお聞きしたいと思う。

佐藤環境政策課長 まず1つ目のエレベーターの電力量であるが、個別に算出することができず、本庁舎の合計の数量の中に含まれてしまっているところである。あと、市民の利用の不便さというか影響であるが、確かに混雑時には市民が来庁された際にご迷惑をおかけしていたことであろうかと思う。そのことも夏の反省とし、冬については、こちらの表の中に継続実施の本庁舎と本庁舎以外の取り組みの一番下のところに米印が書いてあると思う。市民等庁舎利用者の安全を考慮し、取り組みを進めるということで、日常的にはしっかり節電・省エネ対策に取り組んでいくが、例えば3月の引っ越しシーズン、新年度の手続に来庁される市民の方も多いかと思う。そういった方が混雑時1台しか動いていないと無理に階段を上って足を滑らせることも想定されるので、そこは臨機応変に状況に応じて対応していくことを考えている。

大くま委員 臨機応変にその辺は対応していただきたいのと、ご理解いただけるように、エレベーターの前に電力逼迫のためだけではなく、これがどういったことにつながっているのかもわかるような周知も併せて進めていただきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15番、多摩市まち美化キャンペーンの実施状況について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 では、15番、多摩市まち美化キャンペーンの実施状況についてである。資料は15番をご覧ください。

まず1ページ目である。令和4年度秋のまち美化キャンペーンの実施結

果である。まず①実施日時と場所である。10月27日、木曜から日曜を除く31日、月曜まで行った。例年駅周辺を順番に行っていたが、今回から土曜日に新たな取り組みを加えて入れ替え、乞田川沿いを多摩センターから永山まで歩いて川沿いの歩道を清掃する取り組みを行った。

②参加人数である。ご覧いただき、駅周辺は1か所を除いて例年と同じぐらいの参加人数だった。10月28日の多摩センターが例年になく人数が少ないのが目立つかと思う。こちら土曜日に川清掃を行うということで、中学校PTA連合会の皆さんが両日出られず金曜と土曜に分けて参加されたというご事情、あと廃棄物減量等推進員の皆様、多摩センター地区連絡協議会の皆様のご都合により参加できなかった、日程が合わなかったということが要因となっている。また、乞田川沿いを歩いての清掃は42名の方にご参加いただいた。その中には小学生の方もたくさんおられた。

③ごみ収集状況である。駅周辺の吸い殻は春と同様な傾向だった。駅周辺の特徴としては、唐木田駅の可燃が今回2キログラムふえているということで、そこも目立つところであるが、今年の秋だけそう見えただけで、例年は残念ながら同じぐらいの量を回収している状況である。また、不燃ごみは全体的に減ったような状況である。乞田川沿いの清掃では、清掃範囲が広がったためほかの場所より不燃ごみの回収量が多かったという結果になった。具体的には折り畳み傘、大型のバッテリー、自転車の部品、あと金属パイプなども確認され、それらを回収した。また、吸い殻も駅周辺の清掃と同じぐらいの量を回収したような結果になった。

2分の2ページをご覧ください。④、例年取り上げられている聖蹟桜ヶ丘駅周辺の吸い殻ごみの状況である。地図に赤で示した部分が吸い殻のポイ捨てごみが多かったところである。特にその中でも3か所でポイ捨てが目立った。1つが聖蹟Uロード、こちらは聖蹟桜ヶ丘駅東交差点付近である。あとせいせきC館の郵便局の前あたりなどである。2か所目が、さくら通り、ファミリーマート付近である。3か所目に、川崎街道、健康センターの入り口付近など、全体を通して歩道の植え込みや側溝のところに多くポイ捨てがあった。対策として何ができるのか前回からいろいろ検証しているが、他市を調べてきた中では、側溝にポイ捨て禁止を示したアルミのプレートなど

を張っている自治体もあるようで、そうした取り組みの効果なども現在ヒアリングをさせていただいているところである。次回のまち美化推進協議会や、直接商店会の方々とも意見交換をしていきたいと考えている。

⑤は乞田川沿いの清掃の様子である。当日は天気もよく、川沿いを歩きながらの清掃は心も体も健康になり、さらに歩きながらコミュニケーションも図れて、非常に良い取り組みになった。次回以降もこうしたことを継続し、できればさらに清掃場所をどんどんふやして、多摩市全体がきれいになるような取り組みを、さらにこれは海ごみの解決にもつながっているところであるので、プラスチックごみの問題のことも考えながら実施していきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16番、多摩市再生可能エネルギービジョン策定の進捗状況等について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 それでは、協議会資料16をお開き願う。多摩市再生可能エネルギービジョンの策定の進捗状況についてご報告させていただく。

エネルギービジョンに関しては、前回9月議会の生活環境常任委員会でも考え方、スケジュールについてご報告させていただいた。このビジョンに関しては、多摩市内の再生可能エネルギーのポテンシャル、CO<sub>2</sub>の発生状況を調査し、将来推計及び2050年の脱炭素社会実現に向けた施策を検討する、併せて2030年中間目標を策定していくところである。今回こちらのビジョンを策定し、令和5年度にかけて策定中である多摩しみどり環境基本計画の中に包含する地球温暖化実行計画に反映させて、市民・事業者の皆さんと一緒に取り組む施策に関して示していきたいと考えているところである。

3番目経過である。9月14日の生活環境常任委員会以降の流れをご説明する。9月26日に、専門家の皆様にお話を伺う第1回専門家会議を実施し、エネルギービジョンの方向性を協議させていただいた。10月30日に、市民ワークショップを開催し、参加人数21名だったが、こちらの中で

市民の皆さんの意見をいろいろお伺いすることができた。11月12日、若者の意見集約のため高校生のワークショップを開催し、当日145名の参加で、若い人たちのいろいろな新しい意見をお伺いすることができた。11月16日に、これまでの流れのまとめとして専門家会議に内容を報告し、エネルギービジョンと脱炭素先行地域の記載内容について協議させていただいて、今そちらに向けて進んでいる最中である。

策定の概要である。現在エネルギービジョンの概要のイメージとして、まず新規のCO<sub>2</sub>の排出状況のまとめに入っているところである。現在CO<sub>2</sub>の排出状況に関しては、令和元年、2019年が最新データとなっており、排出量は70万トンあるという形である。最大の排出先は業務部門で全体の57%、家庭系24%、運輸系15%という形になっている。うち、大規模排出事業所に関しては、法律で一定規模以上のCO<sub>2</sub>を出している事業所に関しては国に報告義務があって公表されているという形になる。2022年度は市内で18の事業所が報告しているが、そちらが市内全体の38.4%のCO<sub>2</sub>を出している。38.4%のうちデータセンターの割合が35.5%という形になっている状況である。

脱炭素社会実現に向けた取り組みというところである。今回特定事業所、こちら18事業所各社の取り組み状況も調査した。各社の脱炭素に向けた取り組みが既にスタートしており、この流れを確実なものとするれば、2030年のカーボンハーフ、現状市域の脱炭素化は7%であるが、こちらがしっかりとやれば40%台後半、脱炭素カーボンハーフが見えてくるというところである。この中間目標を確実なものとするために、脱炭素先行地域の登録申請を目指していきたいと考えているところである。再生可能エネルギーポテンシャルの調査の結果から、市内の消費電力のうち、実現可能性があるものとして約11%のエネルギー量に当たる太陽光発電設備の設置が可能ではないかということが示されている。これらの施策を12施策つくっているが、後段のところでご説明をさせていただく。施策では、省エネ・創エネのほかに、地域活性や広域連携に関しても検討をしている状況である。

次のページに行かせていただく。続いて2050年の脱炭素社会実現の



ためには、大きな事業所だけではなく中小の事業者、家庭、全ての人が取り組んでいかななくてはならない。集合住宅の排出量の削減も大きな課題と考えている。こちらの対策のために、先ほど先行地域の申請をするという話があったが、そちらに続いて重点加速化事業を申請・登録して推進力の向上を図っていきたいと思っている。こちらの重点対策加速化事業に関しては、先ほどの先行地域の部分は市内の一部の地域を規定して進めるものであるが、重点加速化事業は市内全域で脱炭素化を進めるための事業という形になっているところである。

脱炭素先行地域の概要である。現在こちらの検討しているところでは、多摩センター地域を中心に脱炭素先行地域を検討している。多摩センター周辺の大規模な事業所の皆さんに、こちらの先行地域と一緒に取り組んでいただけないかという打診をしており、現在内諾が6社、調整中6社、まだお話を聞いていただけていない会社が2社ある。こちらに関しては、多摩センターの地域冷暖房のエリア内という形になっているので、地域冷暖房の省エネ化として電源融通、ガスコージェネレーションシステムを活用して温室効果ガスの削減を同時に図っていきたいというところもある。また、公共施設の新設・改修に合わせた省エネ、創エネなどもこちらの脱炭素先行地域の中に盛り込める形になっているので、こちらを盛り込んでいきたいと考えているところである。

5番、スケジュールである。本日報告をさせていただき、年明けて1月19日、市の内部の協議を進めていきたいと思っている。脱炭素先行地域に関しては、先日申込み申請日が確定し、2月7日～17日のまでの間に申請するようという形で国から通知が出た。だから、2月17日までは脱炭素先行地域のお申し込みをさせていただきたいということで、議会の皆様には3月の報告になってしまうが、そのところで申請をしていきたいところである。2月24日、再生エネルギービジョンのほうを決定させていただいて3月議会で皆様に再生可能エネルギービジョンと脱炭素先行地域についてご報告をさせていただきたいと考えている。4月以降であるが、先ほど言った脱炭素先行地域が大体ゴールデンウィーク前後に受かるかどうかという発表があるという状況である。こちらに受かったら、その後重点加速化

事業の取り組みに移っていきたいと考えている。

隣のページが、今、脱炭素先行地域エネルギービジョンの施策に向けた調査状況という形で、これで決定ではないが、今こういう形で進んでいるところである。

最後の裏面のページをご覧願う。施策のところに関して、脱炭素の施策、創エネの施策、省エネの施策、地域活性の施策、調達の施策という形で、こちらはそれぞれ現時点で可能性のある施策を抽出して、現在できるものを調整している最中である。右側のところ、脱炭素先行地域重点加速化事業の説明を記載させていただいている。多摩センター地域の事業所の皆様に声をかけているが、一応今の時点で14事業所ほど可能性がありそうな形であるが、これからも事業所の皆様に説明をして、ご理解をいただいて一緒に参加していただけるよう呼びかけていきたいと考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 今脱炭素先行地域申請書の概要ということで企業を回っておられるのだと思うが、参加してほしい企業のところでは話がまだ難しかったとお聞きしたが、こういうお話をするときの壁が少し見えてきているのか。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 参加してほしい事業所に関しては、全ての事業所で30事業所ほどあったが、実はアンケートを一番初めに送らせていただいて、市はこういうことを考えている、一回お話をさせてほしいという形でお願いをした。それに対して、忙しかったり担当が違ったりということで返事をいただけていない事業所が、今打ち合わせ調整中というところになる。こちらに関しては、そういう事業者に再度市から連絡をして何とか打ち合わせの予定を取らせていただいたところであるので、今打ち合わせ調整中という表記になっている状況である。

岩崎委員 今後いろいろなところと関係性を持たなければいけないと思うが、一方で、市だけに私たちが任せているのではなく、市と議会で気候非常事態宣言を出しているということもあるので、ぜひそのことも一緒に伝えていただいて、市が考えてやっているのでもよろしくというよりは、議会も一緒に後押ししているという流れをぜひ言っていただくような形で進めていっていただけたらと思うので、よろしく願います。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて17番、多摩市立グリーンライブセンターの改修及び改修期間中の事業について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長   協議会17の資料をお開き願う。1に記載のとおりグリーンライブセンターは、多摩中央公園改修事業の一環として老朽化対応や機能改善のための改修工事を行う。経緯と今後のスケジュールは表のとおりとなっており、令和4年3月5日に改修基本設計に関するオープンハウスを多摩中央公園の社会実験と同時開催し、また、本年第1回の定例会の本委員会の中でも内容を報告させていただいた。今後については、改修事業の内容やスケジュール等に関する市民周知を開始し、年明け2月中旬には実施設計に関する市民説明会を開催する予定である。新年度に入ってから、改修工事の準備や工事中の移転に係る準備のため一時休館・閉園を実施し、移転先での事業は5月中旬頃からは予定している。併せて工事に着手し、令和7年1月のリニューアルオープンを予定している。

次に、2の改修方針である。改修後の目指す姿としては、三者の連携・協力をより充実させ、市民のみどり活動への貢献を目指していく。

改修の基本的な考え方としては、「集い・憩い・学びの拠点」をコンセプトに、市民のみどりとの関わりや拠点機能の拡張・向上、機能転換などにより市民の草の根自治を育む活動ができるような場の構築、エリア内の建屋を整理、太陽光発電や雨水利用などの環境配慮対策を検討することとした。

この考え方を踏まえた主な改修内容であるが、まず、(1)の建築部分においては、ボランティア活動や講座等の市民利用促進のため増築による機能向上、老朽化施設の更新による省エネ化、自然エネルギーの有効活用を図る。次のページに進んでいただいて、(2)ガーデン、バックヤード部分については、みどりに関わる場の拡張、点在する倉庫等の重複する機能の集約、老朽化施設の更新によるランニングコストの削減を図っていく。

次に、3の改修期間中の事業実施・機能継続の考え方である。箇条書2点のとおり、改修工事を行う期間、既存のみどりに関する市民活動、コミュニ

ティ等を低下させない、改修期間中も、みどりの育成管理に参加するボランティア育成を継続し、みどりへの関心を低下させないよう改修期間中も事業を継続していく。

4の改修期間及び仮移転先であるが、記載の期間でパルテノン多摩5階のコミュニティラウンジに移転し、活動を継続していく。ここは、来年度の4月よりクリエイティブキャンパス企画室が設置される予定であるが、グリーンライブセンターもクリエイティブキャンパスの連携協議会の一員であり、クリエイティブキャンパスに資する事業継続を行っていくことでグリーンライブセンターがもともと持っている市民とのつながりを途絶えさせないようにしながら、クリエイティブキャンパスの取り組みの推進も図っていくことで企画室の一角を担うような活動を行っていく。

そのため、5の仮移転先での事業については、(1)の事務所の機能として、クリエイティブキャンパスの連携協議会の構成員として多摩中央公園及び多摩センターの活性化への寄与、連携協議会事務局との連携強化、公園を軸にした人材の育成、人材交流のきっかけの役割を果たすとともに、(2)の緑化相談機能も引き続き実施していくこととする。

なお、これまで実施してきた各種の講座については、その他の公共施設等も活用しながら、改修期間中も継続的に実施していく。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 グリーンライブセンターの改修期間中にどのようになっていくのかであるが、これまでやってきた各種講座については公共施設等も活用しながら継続的に実施していくということであるが、ここで記載のある各種講座というのはどういう講座のことを指すのか伺いたいと思う。

長谷川公園緑地課長 グリーンライブセンターは、ご案内のとおり三者連携による運営をやってきて、市のほかにグリーンボランティア連絡会、恵泉女学園大学がそれぞれ講座を実施してやってきているところであり、そちらの講座を継続していく。グリーンボランティア親睦会においては、グリーンボランティア養成講座、ちょうど先週末に来年度の開講式を行ったところであるが、こちらは野外の実習、室内での講座、これはほかの公共施設を借りながら実施していく予定である。また、恵泉女学園大学で実施していただいている緑化に

関する各種の講座も、ほかの公共施設を活用しながら継続していければと  
思っている。

岩永委員　　今まで例えば公共施設を利用するときであるが、グリーンライブセンターで恵泉女学園大学が講座などを実施するときにはいわゆる床の使用料はかからなかったと思うが、今後公共施設でやろうとすると使用料などもかかってくるかと思う。その辺りについては、グリーンボランティアの初級講座もそうかもしれないが、どのように整理されているのか伺いたいと思う。

長谷川公園緑地課長　例えば隣のパルテノン多摩については指定管理者が導入されているので公共事業を行う際でも使用料がかかってくるが、ほかの施設においては公共事業としてグリーンライブセンターの事業を行うのであれば、減免になる可能性もある。基本的には使用料がかからないように工夫しながらやっていきたいと考えている。

岩永委員　　グリーンライブセンターが多摩センターにあり、そこでやれることの価値も大学などの場合にはあるかと思うので、できたらせつかくであるのでパルテノン多摩などをお借りいただいてそこでやっていただくようなことをぜひ考えていただきたいし、そういう中でパルテノン多摩もいろいろな部屋ができて活用のしがいがあるかと思うので、その後利用者増にもつながるようなことを考えてぜひ企画していただきたいと思っている。

もう一つ、これは以前から大変気になっていることであるが、多摩市立グリーンライブセンターのホームページが恵泉女学園大学のホームページの一角の中におそらくグリーンライブセンターとして設けられているかと思うが、これには少し違和感がある。せつかく多摩中央公園ということで、まだそれほど充実はしていないが新しくP a r k - P F Iの事業者の方がホームページもつくられているのに、多摩市立グリーンライブセンターのURLが恵泉女学園のものに間借りしているのは、確かに三者連携とはいえ、それでよいのか。仮に三者連携の関係性を解消するときなどに今後どうしていくのかも含めて考えていく必要もあるかと思っているので、全体的にそのホームページの運用のあり方を含めて今回の休止期間中に考えることをしていったらどうかと思うが、その点についてのお考えを伺っておきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 今のご指摘いただいたようなホームページの運営状況である。一方、ご質問いただいたとおり、これから中央公園とCMAのホームページも運営事業者でつくっていただくことになり、周知活用しながらよりPRをしていかなければいけないと私どもも思っているところである。一方で、悩ましいのが、いわゆる即時性というか市公式ホームページで上げると、いわゆるCMSと呼ばれる機能で、担当者がつくってそれを管理者が承認していった初めて公開されるのと、あと、今グリーンライブセンターに市の職員が1名詰めているが、そこで直接起こったこと、例えばこの花が咲いたというのを例えば私どものページに上げるとなるとそれ相応の時間がかかってしまうものを、いかに早くどんどん情報を上げていくかというところでは、市のツールだけでは課題があるかと思っている。これまで、まだ少し十分ではないが例えばフェイスブック等でもアカウントを持ちながらPRしてきたところもあるが、そういったSNSの有効活用等も含めて、何が一番よいか検証しながら進めていければと思っている。

岩永委員 私は、グリーンライブセンターの全体、今恵泉女学園大学の一角をお借りしているホームページは誰に責任があるのか、誰がこれの最終的な持ち物なのかと思ってずっと見てきた。だから、その辺りも含めてきちんと整理しておかないといけないのではないかと思っている。情報発信は非常に大事であるし、即時性というリアルタイムでやっていくことを考えると、だから市のホームページの中に入れてしまえということではなく、今後整理して、中央公園の中にある施設でもあるし、そういう意味では、私はどのような技術があるのかよくわからない素人であるが、全体で一緒に使えるようなホームページがあったら非常に見やすいと思ったりもする。その辺りはプロのそういうところにたけているような事業者が当然選ばれているのだから、きちんと話し合いをしながらよりよいものをつくっていただきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて18番、多摩市一般廃棄物処理基本計画の策定について、市側の説

明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会 18、多摩市一般廃棄物処理基本計画の策定について、資料の 1 点目に沿ってご説明する。

1、趣旨。多摩市一般廃棄物処理基本計画は、現行計画が令和 4 年度末をもって終了する。このたび多摩市廃棄物減量等推進審議会からの答申を踏まえ次期計画案を作成したこと及びパブリックコメントを実施することについてご報告申し上げます。

2、経緯。令和 3 年 5 月、市長が多摩市廃棄物減量等推進審議会に次期計画策定を諮問した。審議会はその後 2 年間にわたり合計 9 回の審議を重ねてきた。令和 4 年 1 月 21 日、多摩市廃棄物減量等推進審議会会長から市長が答申を受けた。

3、次期計画の内容。(1) 概要。概要については、後ほど概要版に沿ってご説明する。(2) 現行計画との比較。表の減量目標の欄をご覧ください。減量目標の項目は、現行計画と同じ 3 つである。まずごみ排出量については、現行計画が「10%削減」であるのに対し、新計画では「14%削減」を掲げている。2 番目の資源化率の目標については、現行計画が「40%以上」としているのに対し、新計画では「38%以上」としている。埋立処分量については、現行計画が「0 t に近づける」としているが、新計画ではゼロトンが長年継続していることを踏まえて表現を改め「0 t を維持」としている。

この目標を達成するための排出抑制計画については、現行計画が 4 項目であるのに対し、新計画では多摩市気候非常事態宣言及び多摩市プラスチック削減方針を踏まえ、5 番目として「プラスチックの削減」を 1 つ加えた。また、現行計画の 4 番目、「生ごみのリサイクル推進」は、少し広い概念として「食品ごみの削減」に改めている。

4、今後の予定。令和 4 年 1 月 21 日からパブリックコメントを実施する予定である。期間は令和 5 年 1 月 10 日までの予定である。令和 5 年 2 月には経営会議で決定し、3 月の定例会の生活環境常任委員会に報告させていただきたいと考えている。

次に、資料の 2 点目、多摩市一般廃棄物処理基本計画 概要版、横長の資

料をご覧願う。

まず1 ページ目の左側の中ほどに、2、計画の位置づけと期間という項目がある。本計画は、第5次多摩市総合計画を具現化するための個別計画である。計画期間は令和5年度からの10年間で、目標年次は令和14年度とし、おおむね5年ごとの見直しを行う。右側の一番上、3、ごみ処理の現況と課題についてである。現況の右の角丸四角形の囲み記事をご覧願う。令和3年度における本市のごみは3万7,293トンで、平成23年度に比べ11%減少した。その内訳として、家庭系ごみは平成30年度までは減少していたが令和元年度から令和2年度にかけて増加し、事業系ごみは減少傾向が続いている。これが量の面から見た現況である。

次に、質の面からの現況をご説明する。右側の中ほどに角丸四角形の囲みの二重円グラフがある。家庭系ごみと事業系ごみの組成分析結果である。吹出しの説明をご覧願う。まず家庭系ごみの燃やせるごみの組成分析結果である。約8割が適正分別であるが、食品ロスを含む生ごみが約4割、資源となるプラスチックや古紙類等が約2割含まれていた。家庭系の燃やせないごみの組成分析結果は、約5割が適正分別、資源となり得る小型家電、金属類等が約2割入っていた。事業系ごみの組成分析結果である。約5割が適正分別、資源となり得る古紙類等が約3割、禁止物が約2割であった。

次に、課題を次の4項目に分けて分析をしている。

2 ページ目をご覧願う。以上、現況や課題の分析を踏まえてごみ処理基本計画を記述している。まず基本理念と基本方針については現行計画と同じである。次、目標値については、先ほど3項目、それからそれぞれの目標値についてはご説明をさせていただいたとおりである。右に行って、排出抑制計画についてである。ごみの減量目標を達成するため排出抑制に関する5つの目標を設定し、各施策を展開する。これら5つの目標はSDGsの達成と密接に関わっており、目標に関連の深いSDGsのゴールも示している。先ほどお話したとおり4番目、食品ごみの削減については、現行計画が生ごみのリサイクルの推進だったものを、生ごみの資源化は施策のほうに持っていく、ほかに生ごみの減量と堆肥化の促進、食品ロス対策等を加えている。また、5番目の目標としてプラスチックの削減を加えたところである。



松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 この計画はごみの問題であるから規定のスケジュールどおりやっていかねばいけないのはそのとおりだと思うが、例えば環境基本計画は、ほかのみどりや環境基本計画、公園の計画も含めて、新しい基本構想ができるからということで少し先送りしたような経過もあったかと思う。この計画だけはきちんと予定どおりにやらねばいけなかった理由があれば、まずそのことをお尋ねしたいと思う。

薄井ごみ対策課長 一般廃棄物処理基本計画は、多摩市のごみ減量政策はもとより一部事務組合の施設の整備等の計画のもとにもなるので、予定どおり策定させていただきたいということがある。上位計画との期間のずれについては、今後上位計画の改正の結果を見て適宜、必要が生じたら一般廃棄物処理基本計画を中間見直しの時期を待たずに随時見直していきたいと考えている。

岩永委員 そうすると、例えばその一部事務組合に関わっている市があるが、その市も同じような形の計画年次を持っているのか、それともずれているのか。時期が同じなのかどうか。

薄井ごみ対策課長 今のところで、一部事務組合を持っているほかの市の計画の年次を記憶していないが、統一しているわけではない。それぞれに計画はつくっているが、多摩市としてブランク開けずに引き続き次期の計画を策定したいということである。

岩永委員 先ほど一部事務組合の基礎資料にもなるということだったが、年次をどのように合わせるのかについては、もしかしたら今後工夫できる余地もあるかと思った。この審議会に諮問する時期もあるので、そこの兼ね合いもあるかと思ったが、せっかく今ほかの計画もつくって動いているのに、これだけ先行的になるのがもったいないような感じがしたということである。

それから、今回新たに食品ロスについてもこの計画の中に入れたということであるが、入れた割にはあまり目新しくないと言ったら変であるが、例えば65ページを見ると、小学生を対象として食品ロス対策講座を行って身近な食べ残しなど環境問題に対する意識を醸成するとあるが、そういう意識の醸成は、給食の食べ残しの量、残菜量を減らしていくことできちんと確認するつもりなのか、そういうことがこの計画の中からはあまり見えて

こない。その辺りをきちんと踏まえながらやっているのかどうかということ  
とで審議会の中では何か意見があったのかを伺いたいと思う。

薄井ごみ対策課長 一般廃棄物処理基本計画の中の排出抑制計画については、まだ全ての  
減量施策を網羅しているわけではなく、今後計画を立てて事業を実施して  
いく予定でいる。その中では、多摩市の中の他の部署との連携も当然図って  
いきたいと考えている。

岩永委員 この計画で上げていることと自分たちが実際に取り組んでいることが  
どのように全体のごみの削減に結びついていくのかを明確に見えやすくし  
ていかないと、市民の皆さんにいろいろな情報を提供するにしても、次の行  
動に結びついていかないような気がしているので、その辺りについては審  
議会の中でもおそらく今後また議論が深まっていくかと思うが、ぜひ工夫  
をしていただくようお願いしたいと思う。

岩崎委員 策定についてという最初の資料の概要のところであるが、令和14年度  
は2032年度になるかと思うが、その部分で新目標値をごみ排出量は1  
4%削減、資源化率は38%以上というのが一つの目標になっている。10  
年という期間をどのように刻んでいくのかある程度実態に即した形で目標  
はできているのだと思うが、10年という期間を一つの目標にしてい  
いかを聞いておきたい。10年の間のどこかでこの目標値にしたいのか、ある  
いは10年の最後の令和14年度がこの目標値なのかを確認する。

薄井ごみ対策課長 減量目標の達成時期であるが、最終年度である令和14年度までに達  
成することを目指している。

岩崎委員 ごみ削減は大変難しいことが絡んでいるかと思うが、10年間かけて  
4%削減するという流れの中で、いろいろなことが起こってくるのではない  
かと思っている。だから、まだこれは途中だと思うが、今後長い10年の  
間にどこかで14%が削減されればよいという考え方で最終年度と言われ  
るのではなく、細かい刻みは難しいかもしれないが、できることはこうい  
うことで、どのくらい刻んでいかれるのかを形として見える化していただき  
たいと思うので、その辺のところをお願いします。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 3時00分 休憩

---

午後 3時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

19番、燃料電池ごみ収集車の試験運用について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会19、燃料電池ごみ収集車の試験運用について、資料の1点目をご覧願う。

1、趣旨。東京都は、従来のディーゼルごみ収集車と比較し、静穏かつ排気ガスが出ないという特徴がある燃料電池ごみ収集車を将来的に都内に普及させることが必要と考えている。このたび東京都が募集した水素社会実現に向けた燃料電池ごみ収集車運用事業に応募したところ、多摩市が事業の実施自治体に決定した。事業実施に係る予算を12月補正に計上した。今後委託事業者を選定する予定である。

2、経緯。ここでおわびして訂正する。1行目と2行目、東京都が港区において実施した試験運用の期間については、令和3年8月から令和4年2月末までであった。謹んでおわびを申し上げる。

3行目、令和4年8月、東京都が多摩地域での試験運用自治体を募集し、多摩市が応募した。同9月、多摩市が試験運用協力自治体に決定した。

3、事業概要。実施内容は、燃料電池ごみ収集車1台の試験運用である。実施体制は、多摩市、東京都、早稲田大学の三者の共同事業である。事業期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までである。

4、事業効果。燃料電池ごみ収集車の特徴を生かして、周辺環境の改善と地球温暖化の抑制を実現する。また、燃料電池ごみ収集車の早期実装化を促進する。また、日常的に走行するごみ収集車で水素を利用することで、水素社会の実現に向けた水素需要確保の課題に貢献し、業務用車両における水素利用を促進する。

5、予算額。令和4年度予算額は99万5,000円である。

6、今後の予定。令和5年1月に三者協定を締結する。令和5年1月～2

月に塵芥収集業務委託事業者と燃料電池ごみ収集車運用業務委託契約を締結する。令和5年3月に試験車両の準備、テスト走行、空荷での走行を実施する。令和5年4月からは試験車両を使用して廃棄物収集を開始する。

別添資料として、実施事業の概要と車両の概要を添付しているのでご参照願う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 3時04分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 3時04分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長            松田 だいすけ